

生き生き長寿のまちづくり計画

沼田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(第9期 令和6年度～令和8年度)

(素案)

令和6年3月

沼 田 市

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	3
第1節 計画策定の趣旨と背景.....	3
1 高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの推進.....	3
2 地域共生社会を目指した体制づくり.....	4
3 本市における第9期計画の策定.....	4
第2節 計画の位置付け、計画期間.....	5
1 法的根拠.....	5
2 関連計画等との調和.....	5
3 計画期間.....	6
第3節 計画の策定体制.....	7
1 沼田市介護保険運営協議会による協議・検討.....	7
2 アンケート調査の実施.....	7
3 パブリックコメントの実施.....	7
第2章 本市の高齢者をめぐる状況.....	8
第1節 高齢者の状況.....	8
1 人口及び高齢者数の推移と推計.....	8
2 高齢者世帯数の比較と推移.....	9
3 日常生活圏域ごとの高齢者等の状況.....	11
4 高齢者の就業状況.....	12
5 高齢者の社会参加の状況.....	13

第2節 認定者数の状況.....	14
1 被保険者数の推移.....	14
2 要介護（要支援）認定者数の推移.....	15
第3節 高齢者の現状と課題.....	16
1 高齢者実態調査結果.....	16
2 沼田市の高齢者を取り巻く主な課題.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
第1節 基本理念.....	32
第2節 基本目標.....	33
基本目標1 高齢者の生きがいづくりの推進.....	33
基本目標2 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組.....	33
基本目標3 介護保険サービスの充実.....	33
第3節 第9期計画策定における主な視点.....	34
1 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正.....	34
2 関連法の改正.....	36
第2部 各論	
第1章 高齢者保健福祉の推進.....	39
第1節 地域共生社会の実現.....	39
1 地域支え合いの推進.....	39
2 地域福祉の推進.....	41
第2節 バリアフリーの推進.....	42
1 生活環境の整備.....	42

第3節 高齢者の生きがいづくりの推進.....	44
1 生きがいづくりの支援.....	44
2 高齢者福祉施設等の活用.....	48
3 移送サービスの推進.....	50
第4節 在宅福祉サービスの充実.....	54
1 日常生活の支援.....	54
第5節 介護保険サービスの充実.....	60
1 介護保険サービス事業所整備の推進.....	60
2 介護給付適正化の推進.....	60
第2章 自立支援・重度化防止の推進.....	61
第1節 健康づくり・介護予防の推進.....	61
1 健康づくりの推進.....	61
2 介護予防の推進.....	62
3 一般介護予防事業.....	62
第2節 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進.....	66
1 訪問型サービス.....	66
2 通所型サービス.....	67
3 介護予防ケアマネジメント事業.....	68
4 総合相談支援事業.....	68
5 権利擁護事業.....	69
6 包括的・継続的ケアマネジメント事業.....	69
7 在宅医療・介護連携推進事業.....	69
8 生活支援体制整備事業.....	70
9 地域ケア会議.....	70

第3節 認知症施策の推進	71
1 認知症対策総合支援事業の充実	71
2 認知症高齢者の介護基盤の整備	75
第4節 介護支援体制の充実.....	76
1 介護支援体制の整備	76
2 相談支援体制の整備	76
第5節 介護事業所等と連携した災害等への対応.....	79
第3章 介護保険事業の推進	80
第1節 要介護認定者数等の推移及び推計.....	80
1 要介護認定者の推計	80
第2節 介護サービスの見込み.....	81
1 居宅サービス・介護予防サービス	81
2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス.....	84
3 居宅介護支援・介護予防支援	86
4 施設サービス.....	87
第3節 基盤整備の方針	88
1 介護給付の見込み量確保の方策	88
2 第8期計画期間までの整備実施状況.....	89
3 圏域ごとの整備状況	90
4 第9期計画期間における基盤整備	90
第4章 介護保険事業費用と介護保険料.....	91
第1節 介護保険事業費用の見込み	91
1 標準給付費見込み額	91

2	地域支援事業費	91
3	介護保険事業費	91
第2節	第1号被保険者介護保険料	92
1	保険料の算定	92
2	所得段階別保険料額の設定	92
第5章	計画の推進体制	93
第1節	関係機関との連携	93
1	連携体制の強化	93
2	相談・情報提供体制の整備	94
3	サービスの向上	94
第2節	計画策定後の進捗管理	95
1	地域関係者参加の推進	95
2	介護給付等対象サービスの質の向上等	95
3	本計画の進行状況等についての評価	95

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

1 高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの推進

平成12（2000）年に創設された介護保険制度は、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきており、年々サービス利用者も増加する中で、高齢者の生活の支えとして定着しています。

その一方で、令和7（2025）年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となるほか、令和22（2040）年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

さらに、住み慣れた地域で、高齢者が自らの能力に応じて、できる限り自立して生活できるように、医療、介護、住まい、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を地域の実情にあわせて推進していくことが重要になっています。



※出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書より

2 地域共生社会を目指した体制づくり

地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアを想定していますが、「必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援する」という考え方は、障害者、子どもと子育て家庭、生活困窮者などに対する支援にも応用することができます。

その考え方にに基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会を「地域共生社会」といいます。

地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村に求められています。

3 本市における第9期計画の策定

このような背景により、本計画は介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年等の将来の姿などを見据え、中長期的な視点で令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

第2節 計画の位置付け、計画期間

1 法的根拠

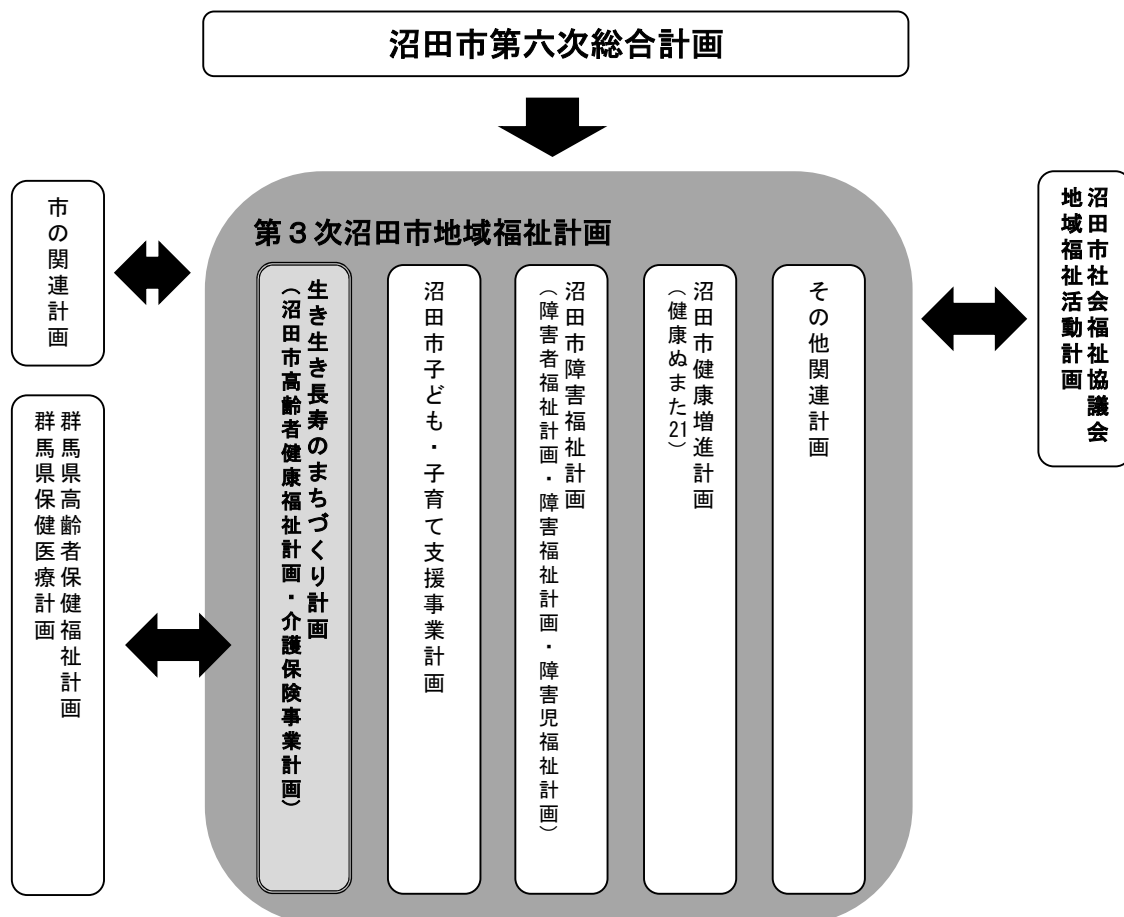
本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項（市町村老人福祉計画）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、前期計画である「第8期生き生き長寿のまちづくり計画」を見直したものです。

また、第3期までは、老人保健法が根拠法令とされていましたが、同法の改正により、当該内容については高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査等実施計画、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画等に移行されることになりました。

2 関連計画等との調和

本計画は、国や県等の関連計画との整合性を図るとともに、上位計画である「沼田市第六次総合計画『こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田』」（計画期間：平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）の高齢者に関する施策を包括するものとしてします。

また、施策の推進にあたっては、市の関連計画との整合性に配慮しながら、計画の実現を図ります。

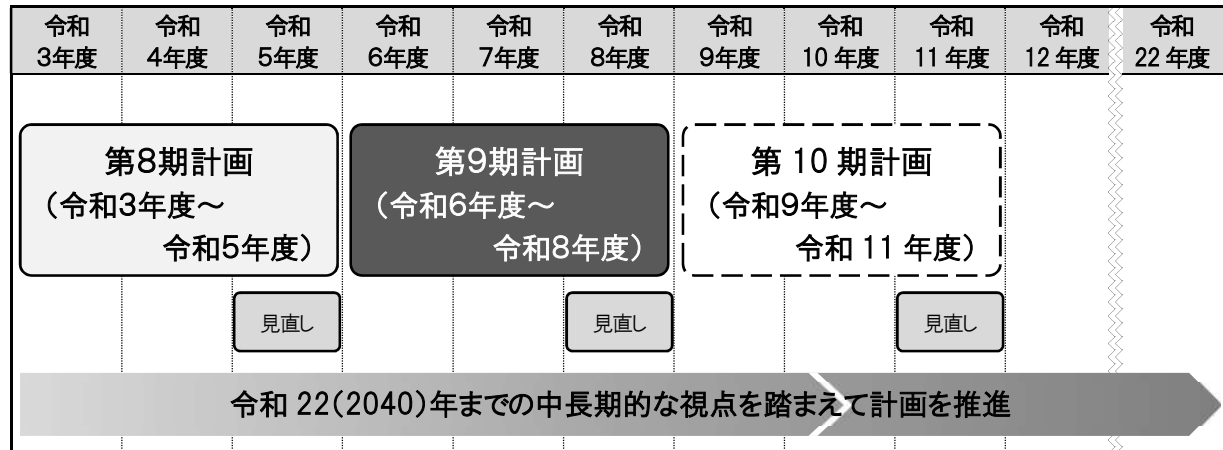


3 計画期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間については、安定した財政運営のために保険料の算定期間との整合性を図ることとし、3年を1期と定めているため、本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとしておりますので、同様に見直しを行います。

◆計画期間と目標



第3節 計画の策定体制

1 沼田市介護保険運営協議会による協議・検討

本計画の見直しにあたっては、「沼田市介護保険運営協議会」において協議・検討を行いました。

なお、委員は、公益を代表する者、サービス事業者を代表する者、第1号被保険者を代表する者、第2号被保険者を代表する者の16人で構成されています。

◆沼田市介護保険運営協議会委員構成

委員	人数
公益代表	4人
サービス事業者代表	4人
第1号被保険者代表	4人
第2号被保険者代表	4人
合計	16人

2 アンケート調査の実施

本計画の見直しをするにあたり、市民の健康状態や日常生活の状況及び社会福祉サービス等における利用状況等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的として、令和5年6月1日から6月19日までの間で、「高齢者実態調査」を実施しました。

アンケート種類	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者 (無作為抽出)	市内在住の65歳以上の人(介護保険の要介護認定者を除く)	市内在住の在宅要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける、または受けた人
配布数	2,000	600
回収票	1,575	388
回収率	78.8%	64.7%

3 パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民から広く意見を募り、その意見を考慮するため、沼田市市民意見提出手続（パブリックコメント）制度に基づく意見の募集を実施しました。

第2章 本市の高齢者をめぐる状況

第1節 高齢者の状況

1 人口及び高齢者数の推移と推計

平成17年の市村合併時に55,503人だった人口は、令和5年では44,580人まで減少しており、今後も、さらに減少していくことが見込まれます。また、近年増加が続いていた高齢者人口も、令和3年をピークに減少傾向となっていますが、反対に高齢化率は今後も上昇することが見込まれ、内訳では後期高齢者（75歳以上）の増加が見込まれます。

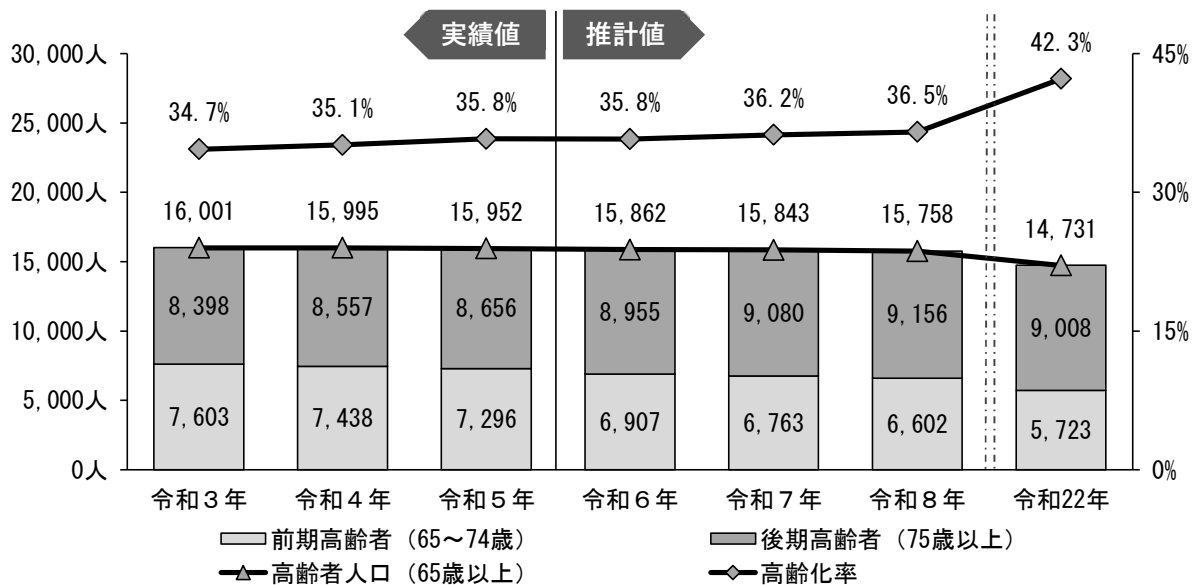
◆人口の推移と推計

(単位：人)

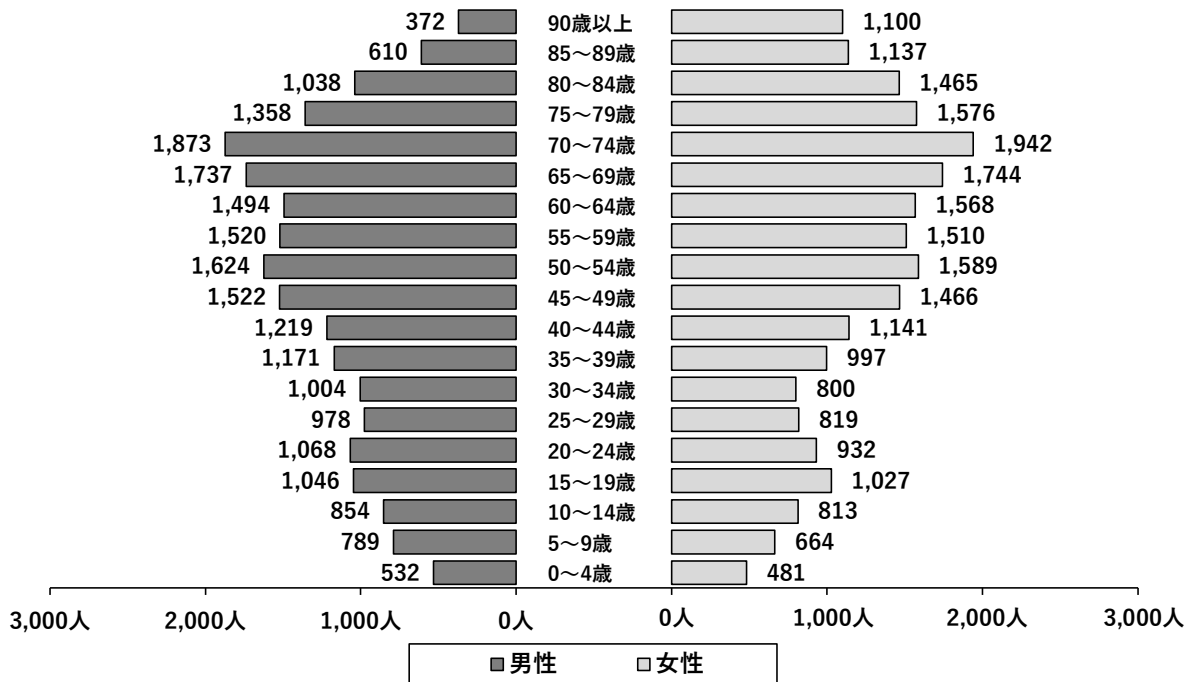
区分	実績値			推計値			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
総人口	46,175	45,541	44,580	44,352	43,743	43,149	34,846
高齢者全体	16,001	15,995	15,952	15,862	15,843	15,758	14,731
前期高齢者	7,603	7,438	7,296	6,907	6,763	6,602	5,723
後期高齢者	8,398	8,557	8,656	8,955	9,080	9,156	9,008
高齢化率	34.7%	35.1%	35.8%	35.8%	36.2%	36.5%	42.3%
40～64歳人口	15,179	14,953	14,653	14,521	14,285	14,039	10,782

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は令和5年10月1日現在の住民基本台帳の人口を基に算出
 ※高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

◆高齢者人口の推移と推計



◆令和5年人口構成



資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

2 高齢者世帯数の比較と推移

令和2年の国勢調査では、本市の65歳以上の高齢者がいる世帯数は9,936世帯で、一般世帯総数に占める割合は52.8%と半数を超え、群馬県平均（44.7%）、全国平均（40.7%）を大きく上回っています。

また、本市の高齢夫婦世帯数は2,418世帯で、一般世帯総数の12.9%と群馬県平均（11.6%）、全国平均（10.5%）を上回っており、さらに高齢単身世帯数は2,705世帯で、一般世帯総数の14.4%と群馬県平均（11.7%）、全国平均（12.1%）を上回っています。

◆高齢者がいる世帯数

（単位：世帯）

区分	沼田市	群馬県	全国
一般世帯総数	18,815	803,215	55,704,949
65歳以上の高齢者がいる世帯数	9,936	359,309	22,655,031
高齢夫婦世帯数	2,418	92,979	5,830,834
（一般世帯総数に占める割合）	12.9%	11.6%	10.5%
高齢単身世帯数	2,705	93,993	6,716,806
（一般世帯総数に占める割合）	14.4%	11.7%	12.1%
一般世帯総数に占める割合	52.8%	44.7%	40.7%

資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

前回の国勢調査（平成27年）と比較すると、65歳以上の高齢者がいる世帯数の一般世帯総数に占める割合は2.2ポイント増加しています。

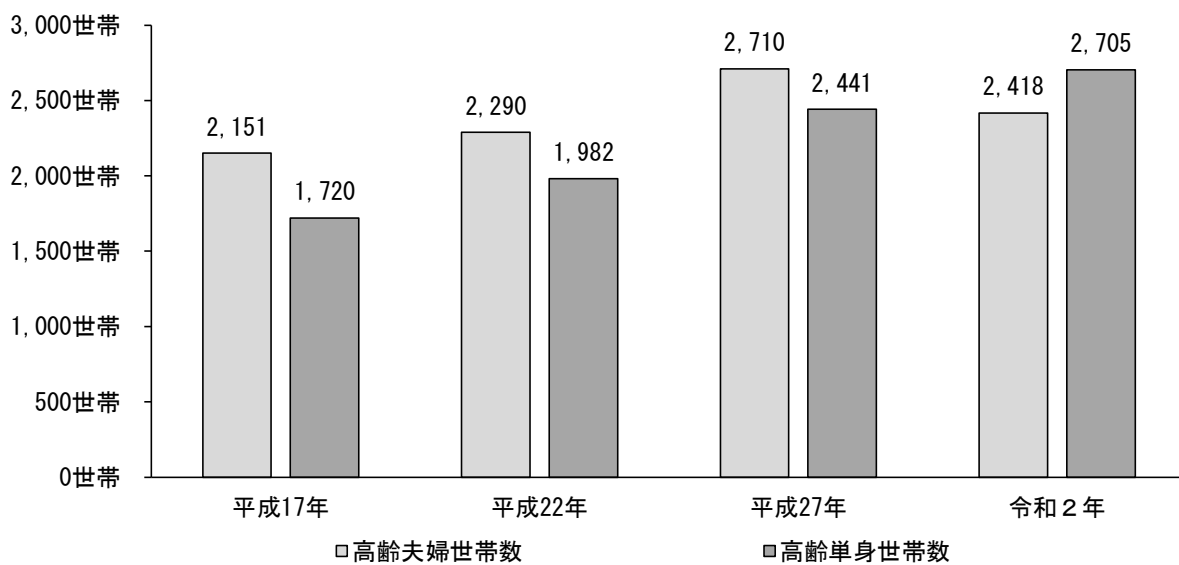
◆高齢者がいる世帯数の推移

（単位：世帯）

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	18,854	19,127	19,141	18,815
65歳以上の高齢者がいる世帯数	8,646	9,099	9,679	9,936
高齢夫婦世帯数	2,151	2,290	2,710	2,418
（一般世帯総数に占める割合）	11.4%	12.0%	14.2%	12.9%
高齢単身世帯数	1,720	1,982	2,441	2,705
（一般世帯総数に占める割合）	9.1%	10.4%	12.8%	14.4%
一般世帯総数に占める割合	45.9%	47.6%	50.6%	52.8%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

◆高齢夫婦・高齢単身（一人暮らし高齢者）世帯数の推移



3 日常生活圏域ごとの高齢者等の状況

本市では、一人暮らし高齢者世帯（70歳以上）の状況を把握するため、7月1日現在で、「ひとり暮らし高齢者調査」を行っており、4つの日常生活圏域の高齢者世帯数（70歳以上）などの状況は次のとおりです。

高齢者数に占める一人暮らしの割合は、市全体で14.6%となっており、圏域別では沼田北部圏域が17.3%と高くなっています。

◆「ひとり暮らし高齢者調査」による一人暮らし高齢者世帯数

圏域名	高齢者数 (70歳以上)	一人暮らし高齢者世帯数 (70歳以上)	高齢者数に占める 一人暮らし高齢者の割合
沼田北部圏域	3,843 人	667 世帯	17.3%
沼田南部圏域	3,082 人	435 世帯	14.1%
沼田西部圏域	3,460 人	485 世帯	14.0%
沼田東部圏域	2,072 人	234 世帯	11.3%
合計	12,457 人	1,821 世帯	14.6%

※資料：住民基本台帳（令和5年7月1日現在）、ひとり暮らし高齢者調査（令和5年7月1日現在）

◆沼田市日常生活圏域図



※本図は概略図です

◆日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは、介護保険制度において、地理的条件、人口、社会的条件、医療・介護施設の整備状況などを勘案して定める区域のことで、設定にあたっては、従来の地理的環境、居住する地域の結びつきの強さ等にも配慮し、本市は次の4つの圏域としています。

そして、圏域ごとに介護サービスをきめ細かく提供して、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることを支援していくとともに、高齢者の自立生活を支援する地域包括ケアの取組も、圏域ごとに実施していきます。

◆日常生活圏域一覧

圏域名	該当地域
沼田北部圏域	●沼田中学校区(柳町・高橋場町・材木町・桜町・上原町・東原新町・西原新町) ●池田中学校区(池田地区)
沼田南部圏域	●沼田南中学校区(東倉内町・西倉内町・上之町・馬喰町・中町・坊新田町・下之町・鍛冶町・戸鹿野町及び新町(鷲石区域は除く)・沼須町・上沼須町・栄町) ●沼田東中学校区(下久屋町・上久屋町・久屋原町・横塚町)
沼田西部圏域	●沼田西中学校区(榛名町・清水町・薄根町・川田地区・戸鹿野町及び新町の鷲石区域) ●薄根中学校区(薄根地区)
沼田東部圏域	●白沢中学校区(白沢町) ●利根中学校区・多那中学校区(利根町)

4 高齢者の就業状況

本市の高齢者就業率(就業者総数に占める割合)は20.1%で、65~74歳の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者ともに、群馬県や全国と比較すると高い傾向にあります。

◆就業者数

(単位:人)

区分	沼田市	群馬県	全国
就業者総数(15歳以上)	24,404	1,007,967	65,468,436
高齢者就業者数(65歳以上)	4,903	158,576	9,354,141
65~74歳就業者数	3,660	120,512	7,123,127
(就業者総数に占める割合)	15.0%	12.0%	10.9%
75歳以上就業者数	1,243	38,064	2,231,014
(就業者総数に占める割合)	5.1%	3.8%	3.4%
高齢者就業率	20.1%	15.7%	14.3%

資料: 国勢調査(令和2年10月1日現在)

5 高齢者の社会参加の状況

(1) シルバー人材センター

概ね60歳以上の市民が登録できる沼田市シルバー人材センターの登録者数は467人となっており、70歳以上の割合が全体の81.8%となっています。

◆沼田市シルバー人材センター年齢別会員数

(単位：人)

区分	60歳未満	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	計
登録会員	0	18	67	165	217	467
年齢別構成比	0%	3.9%	14.3%	35.3%	46.5%	100.0%

資料：沼田市シルバー人材センター事業報告（令和5年9月30日現在）

(2) 老人クラブ

概ね60歳以上の市民が加入している老人クラブは、令和3年度は41クラブ、会員数1,580人でしたが、令和5年度は33クラブ、会員数1,162人となっており、加入率の低下がクラブ数の減少につながっていることが課題となっています。

◆老人クラブ数と会員数

(単位：クラブ、人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ団体数	41	36	33
老人クラブ会員数	1,580	1,348	1,162
老人クラブ加入率	8.2%	7.0%	6.1%
60歳以上人口	19,268	19,190	19,045

資料：（各年4月1日現在）

第2節 認定者数の状況

1 被保険者数の推移

介護保険事業の対象者は、65歳以上の第1号被保険者と40～64歳の第2号被保険者で構成されており、第1号被保険者の保険料は、保険者である市町村ごとに定められます。

高齢化率は今後も伸び続け、第1号被保険者の横ばい傾向と第2号被保険者の減少傾向は続くことが見込まれます。

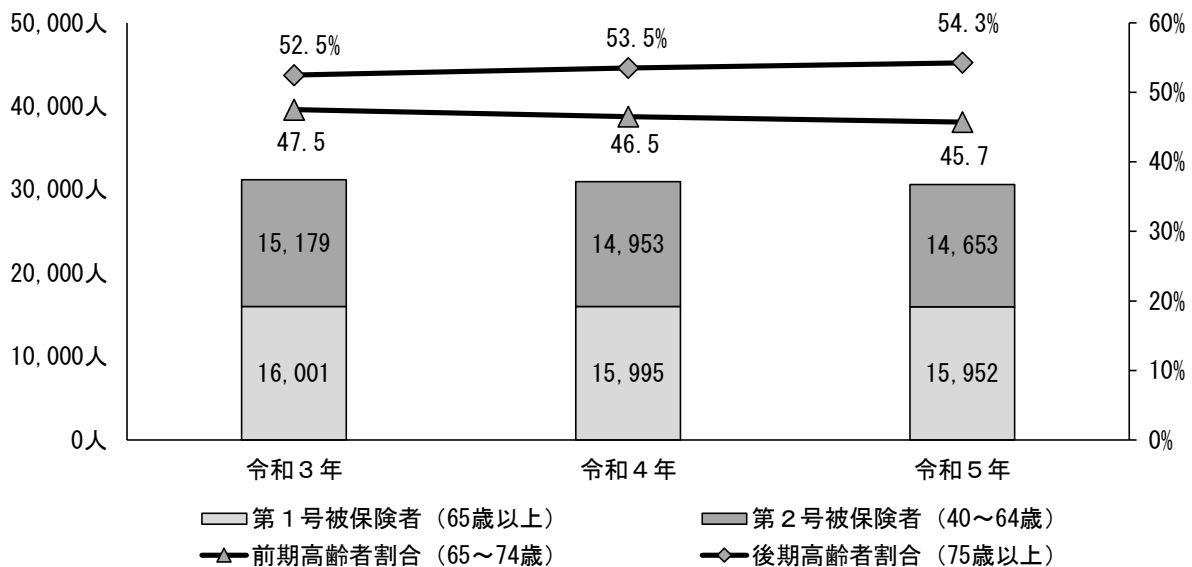
◆被保険者数の推移

(単位：人)

区分	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者(65歳以上)	16,001	15,995	15,952
前期高齢者(65～74歳)	7,603	7,438	7,296
後期高齢者(75歳以上)	8,398	8,557	8,656
第2号被保険者(40～64歳)	15,179	14,953	14,653

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

◆被保険者数と第1号被保険者の前期・後期高齢者割合の推移



2 要介護（要支援）認定者数の推移

令和5年の要介護（要支援）認定者数は3,324人、高齢者（第1号被保険者）認定率は20.5%です。認定率は横ばいで推移しています。

要介護（要支援）度別の内訳は、次のとおりです。

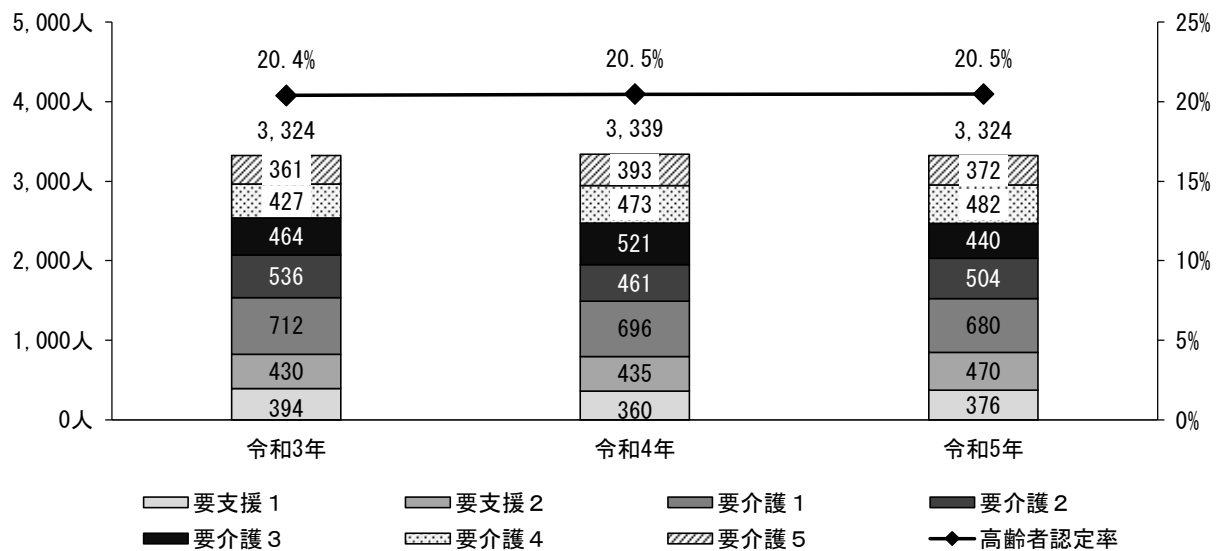
◆要介護（要支援）度別認定者数、高齢者認定率の推移

（単位：人）

区分	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	394	360	376
要支援2	430	435	470
要介護1	712	696	680
要介護2	536	461	504
要介護3	464	521	440
要介護4	427	473	482
要介護5	361	393	372
要介護（要支援）認定者数	3,324	3,339	3,324
うち第1号被保険者数	3,262	3,274	3,267
第1号被保険者数	16,001	15,995	15,952
高齢者（第1号被保険者）認定率	20.4%	20.5%	20.5%

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

◆要介護（要支援）度別認定者数、高齢者認定率の推移



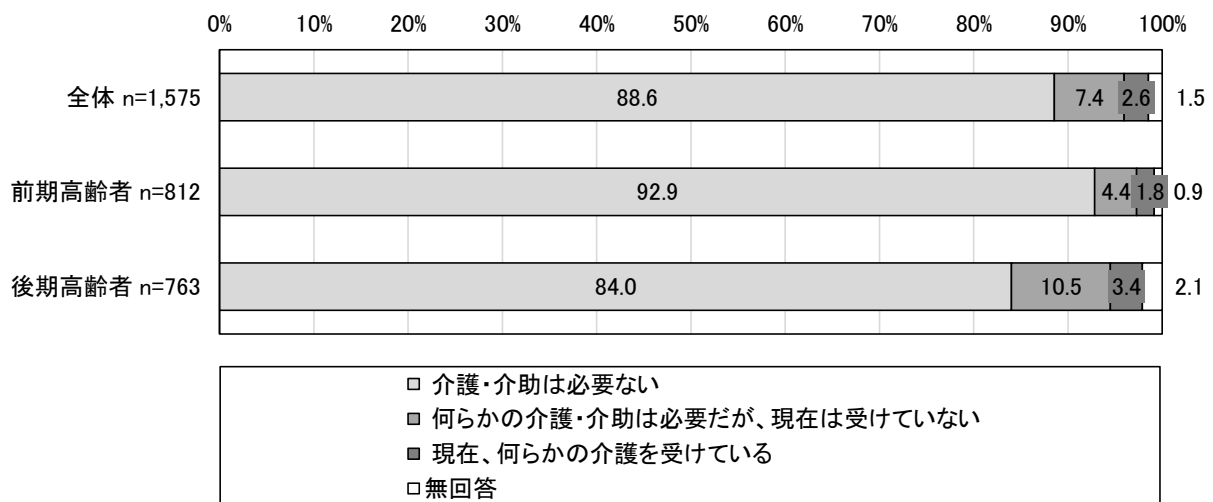
第3節 高齢者の現状と課題

1 高齢者実態調査結果

(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

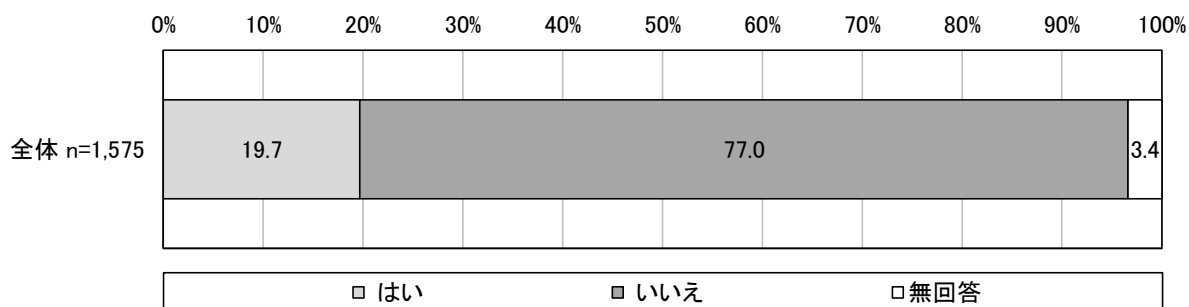
●介護・介助の現状（年齢別）について

介護・介助の現状を年齢別に見ると、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「現在、何らかの介護を受けている」を合算した『介護が必要』が、65歳以上74歳以下にあたる「前期高齢者」では6.2%なのに対し、75歳以上にあたる「後期高齢者」では13.9%となっており、今後のさらなる後期高齢者の増加に伴い、介護サービス需要の増加が見込まれます。



●外出を控えているかについて

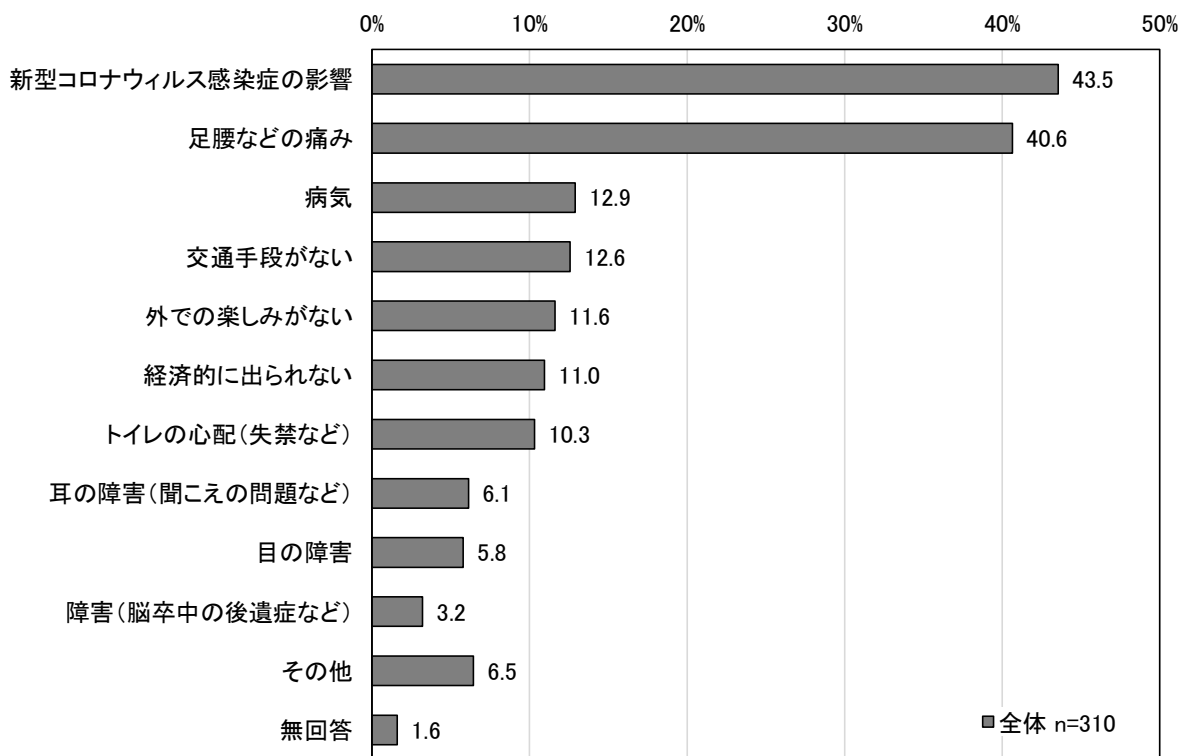
外出を控えているかという設問では、控えている選択肢となる「はい」は、19.7%となっています。



●外出を控えている理由について

外出を控えている理由では、「新型コロナウイルス感染症の影響」が43.5%で最も高く、次いで「足腰などの痛み」が40.6%、「病気」が12.9%となっています。

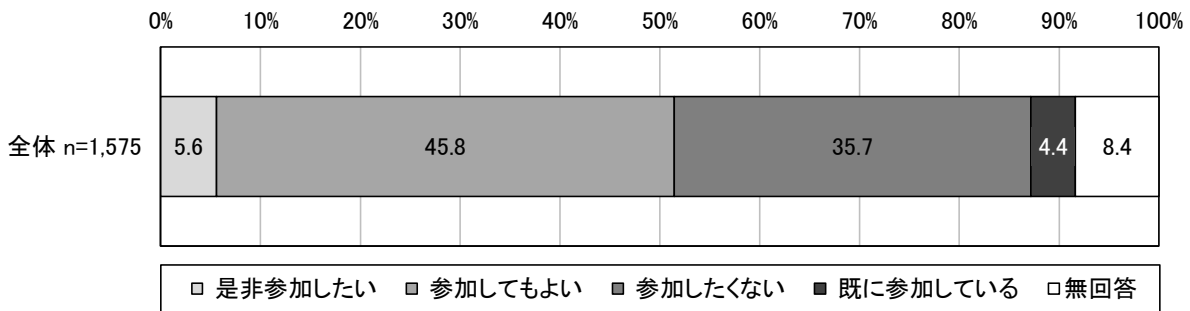
新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えている人が減り始める中、今までのように元気に外出ができるよう、体力や筋力の低下、外出意欲の低下を防ぐような支援が必要と考えられます。



●地域活動への参加について（参加者として）

地域活動へ参加者としての参加意向は「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた51.4%が参加に意欲的と回答しています。一方、「既に参加している」が4.4%に留まっている現状から、参加意向はあっても参加につながらない要因があると考えられます。

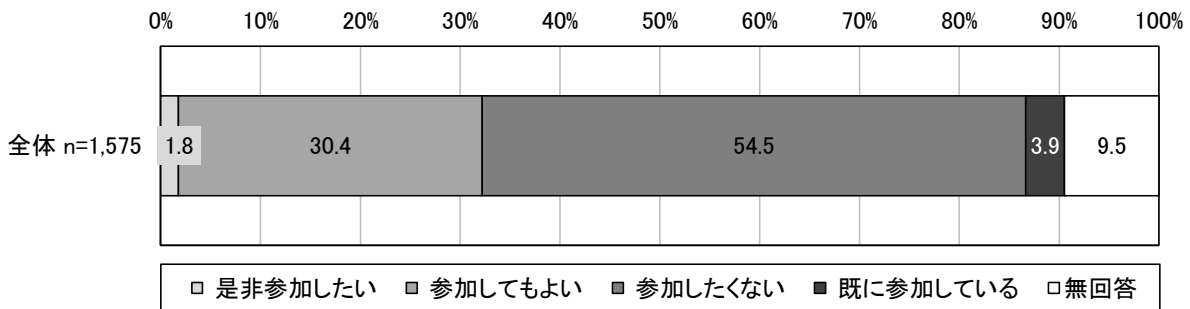
参加希望者を活動につなげる支援、新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動から離れてしまった人の復帰の支援が必要となります。



●地域活動への参加について（企画・運営・世話役として）

地域活動へ企画・運営・世話役としての参加意向は「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた32.2%が参加に意欲的と回答しています。一方、「既に参加している」が3.9%に留まっている現状から、参加意向はあっても参加につながらない要因があると考えられます。

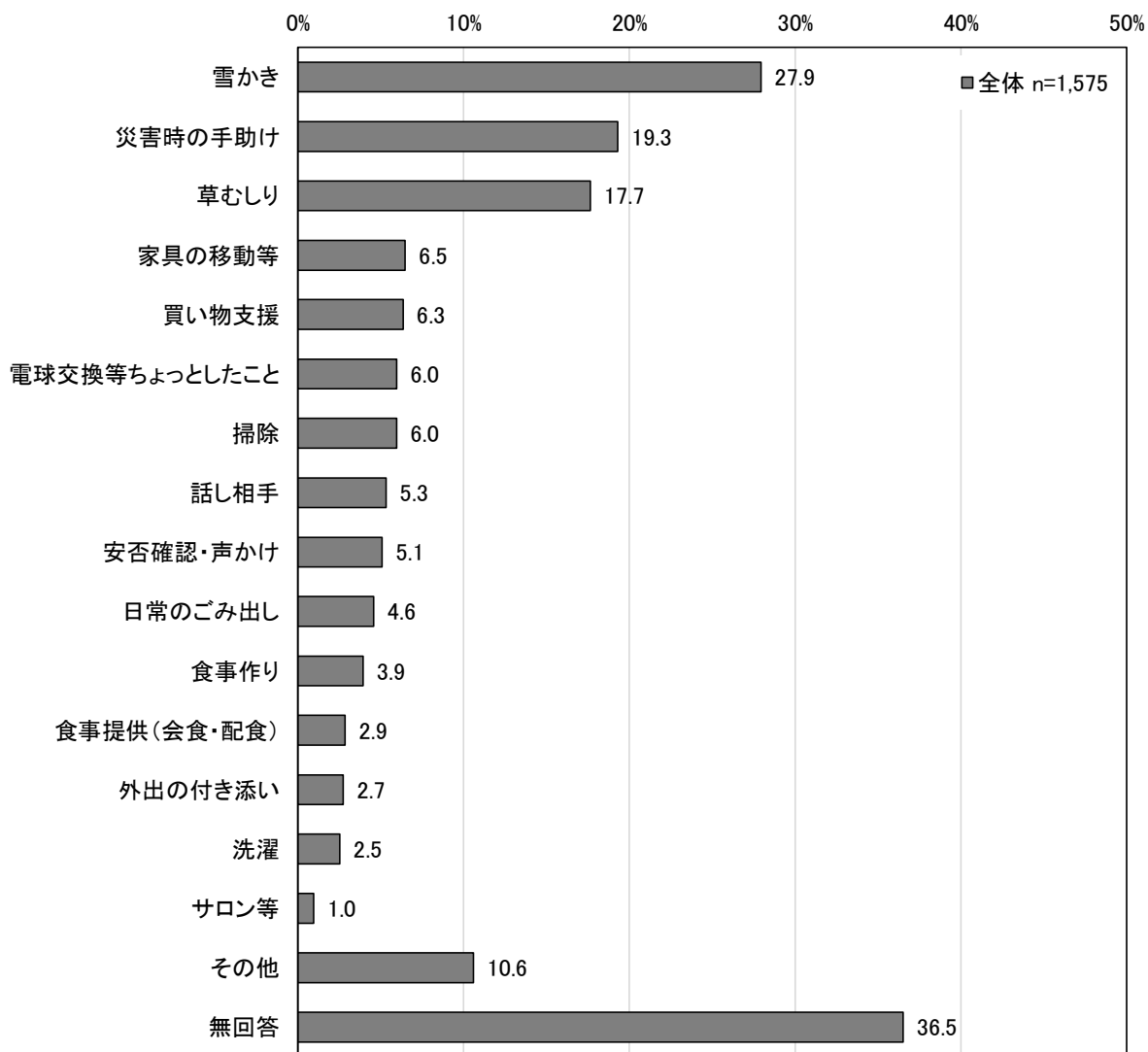
参加希望者を活動につなげる支援、新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動から離れてしまった人の復帰のための支援が必要となります。



●生活の困りごとやあると助かる支援について

生活の困りごとや、あると助かる支援等については、「雪かき」が27.9%で最も高く、次いで「災害時の手助け」が19.3%、「草むしり」が17.7%となっています。

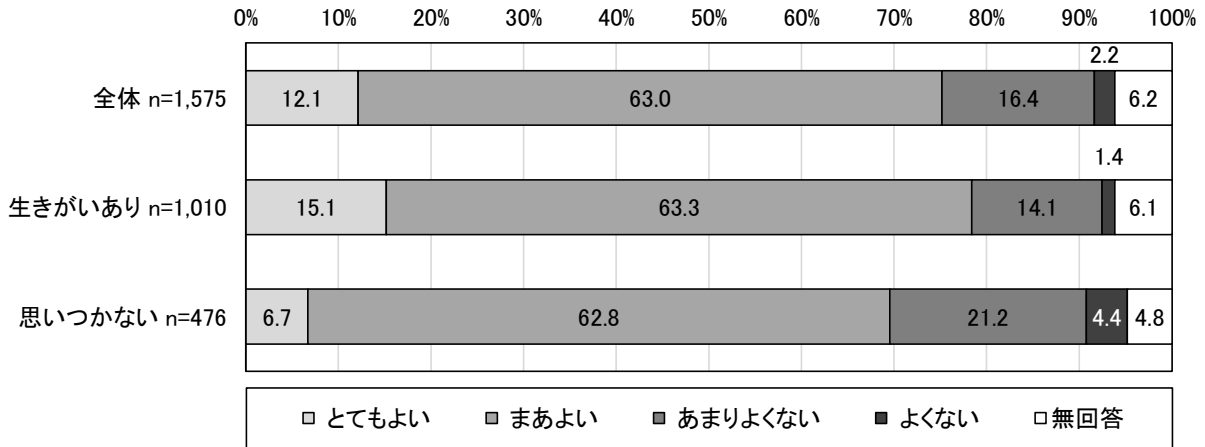
「雪かき」や「草むしり」等の生活支援サービスや「災害時の手助け」等の緊急時の支援体制の充実や周知が必要と考えられます。



●生きがいと健康状態について

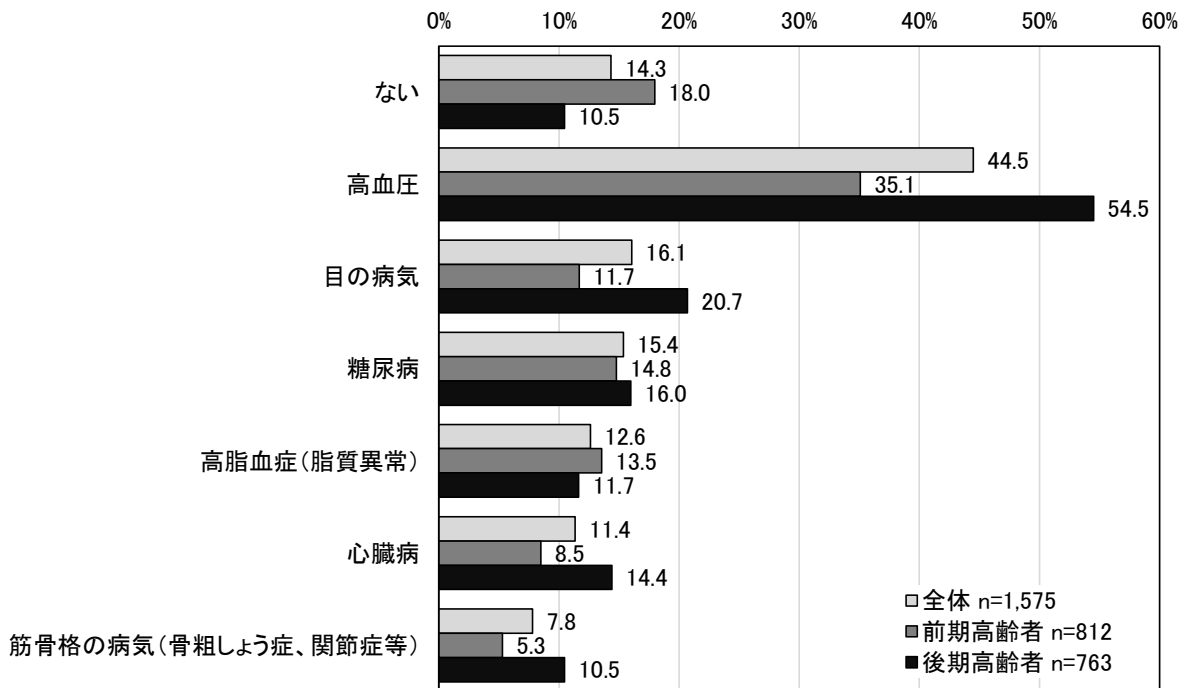
健康状態を生きがいの有無別に見ると、「とてもよい」と「まあよい」を合算した『健康状態がよい』が「生きがいあり」では78.4%なのに対し、「思いつかない」では69.5%と、「生きがいあり」と回答した人のほうが『健康状態がよい』の割合が高くなる傾向が見られました。

生きがいは健康状態に良い影響が見られるため、健康維持のためにも生きがいを持つことは大切と考えられます。



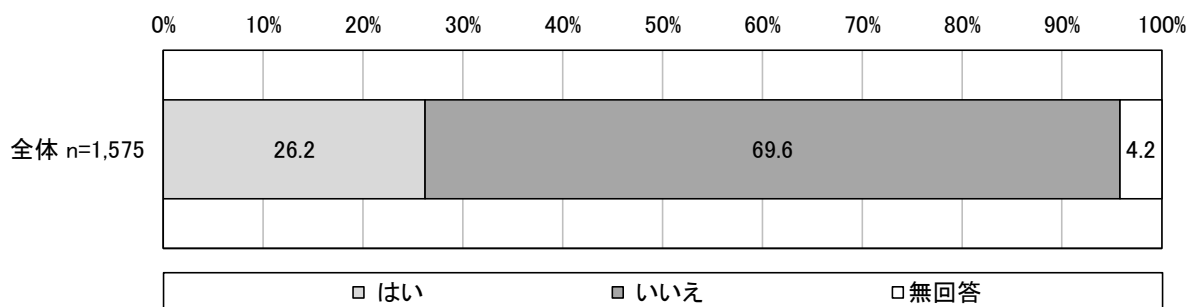
●現在治療中、または後遺症のある病気について（年齢別）

現在治療中、または後遺症のある病気については、前期高齢者・後期高齢者ともに「高血圧」が最も高いことから、生活習慣の改善や健康づくりの取組が重度化防止の観点からも必要と考えられます。



●認知症の窓口について

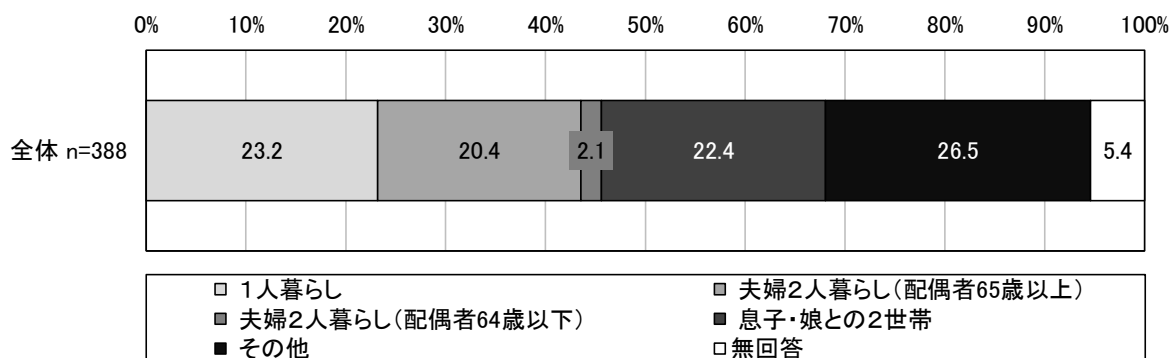
認知症に関する相談窓口を知っているかの設問に、69.6%の人が「いいえ(知らない)」と回答しているため、さらなる周知活動が必要と考えられます。



(2) 在宅介護実態調査

●世帯構成について

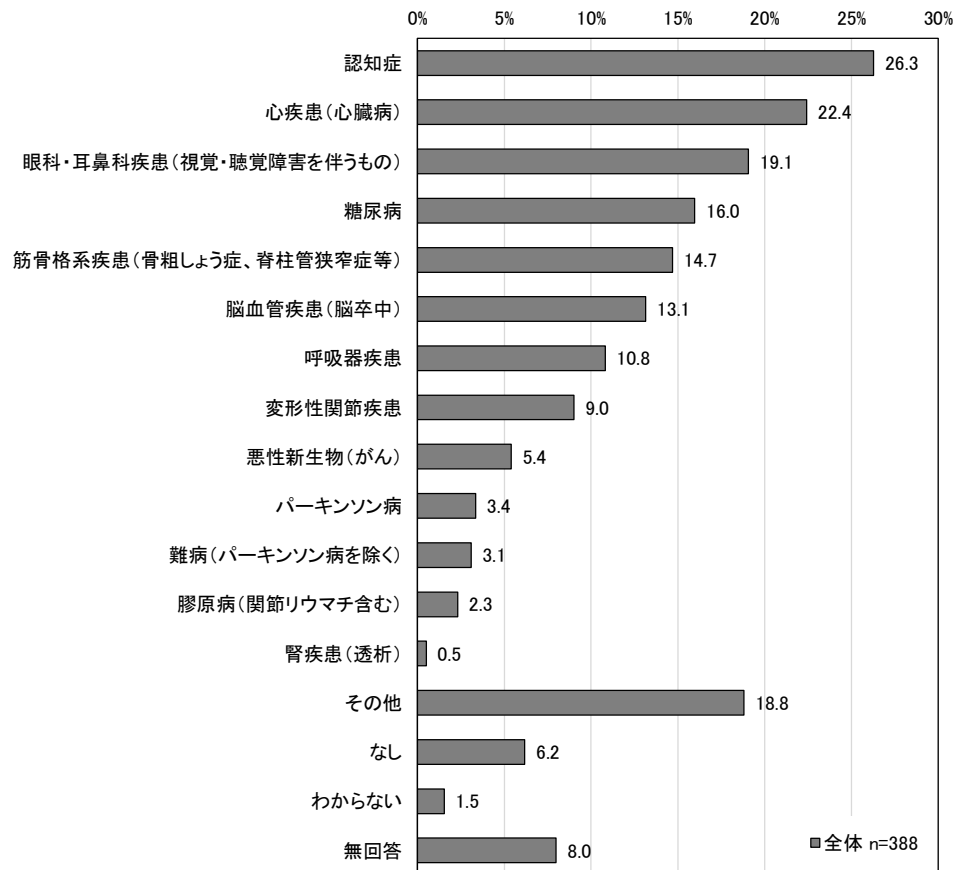
家族構成については、「1人暮らし」が23.2%で最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」が22.4%、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が20.4%となっています。



●現在抱えている病気について

現在抱えている病気については、「認知症」が26.3%で最も高く、次いで「心疾患（心臓病）」が22.4%、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が19.1%、「糖尿病」が16.0%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が14.7%、「脳血管疾患（脳卒中）」が13.1%となっています。

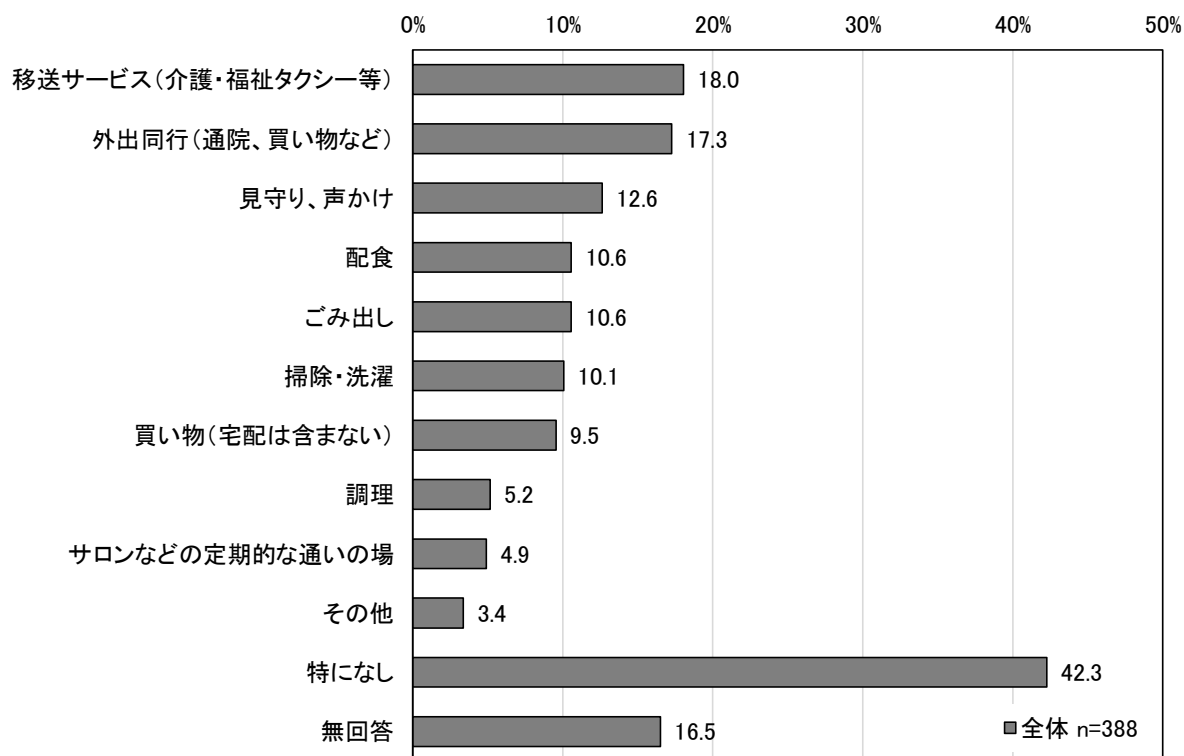
認知症高齢者については、今後も増加が見込まれているため、さらなる認知症施策の推進が必要と考えられます。



●今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が18.0%で最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が17.3%、「見守り、声かけ」が12.6%となっています。

高齢化による運転免許返納後の移動手段の問題や老老介護の増加を受け、移動支援や外出同行の充実が必要と考えられます。



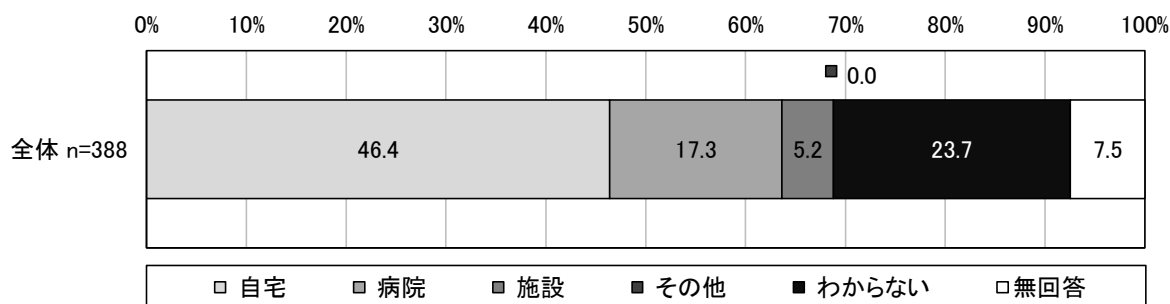
●どこで最期を迎えたい（家族を看取りたい）と思うかについて

要介護者がどこで最期を迎えたいかについては、「自宅」が46.4%で最も高く、次いで「わからない」が23.7%、「病院」が17.3%となっています。

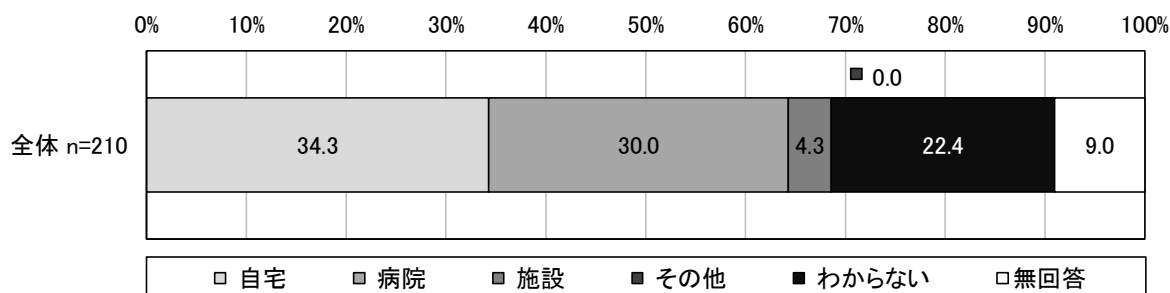
介護者が家族をどこで看取りたいかについては、「自宅」が34.3%で最も高く、次いで「病院」が30.0%、「わからない」が22.4%となっています。

要介護者、介護者ともに、「自宅」で最期を迎えたい（家族を看取りたい）と希望する方が多く、希望どおり「自宅」で最期を迎えられるような支援が必要と考えられます。

【要介護者の意見】

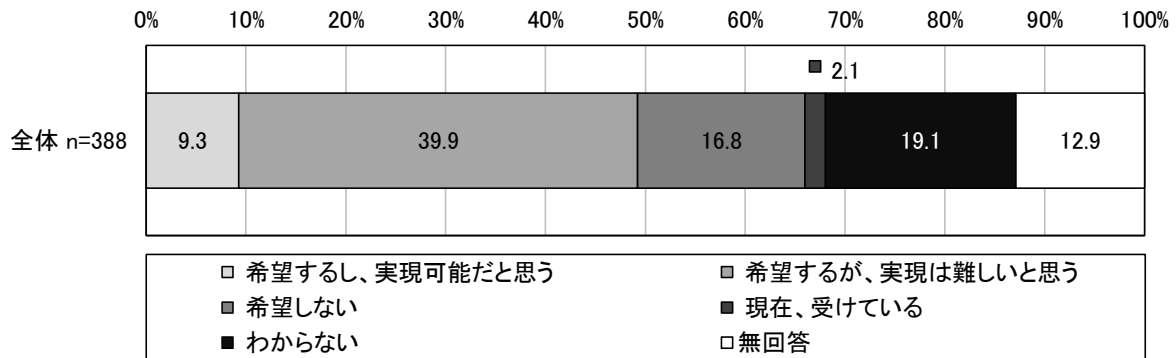


【介護者の意見】



●長期の療養が必要になった場合、在宅医療を希望するか、また、実現可能だと思うかについて

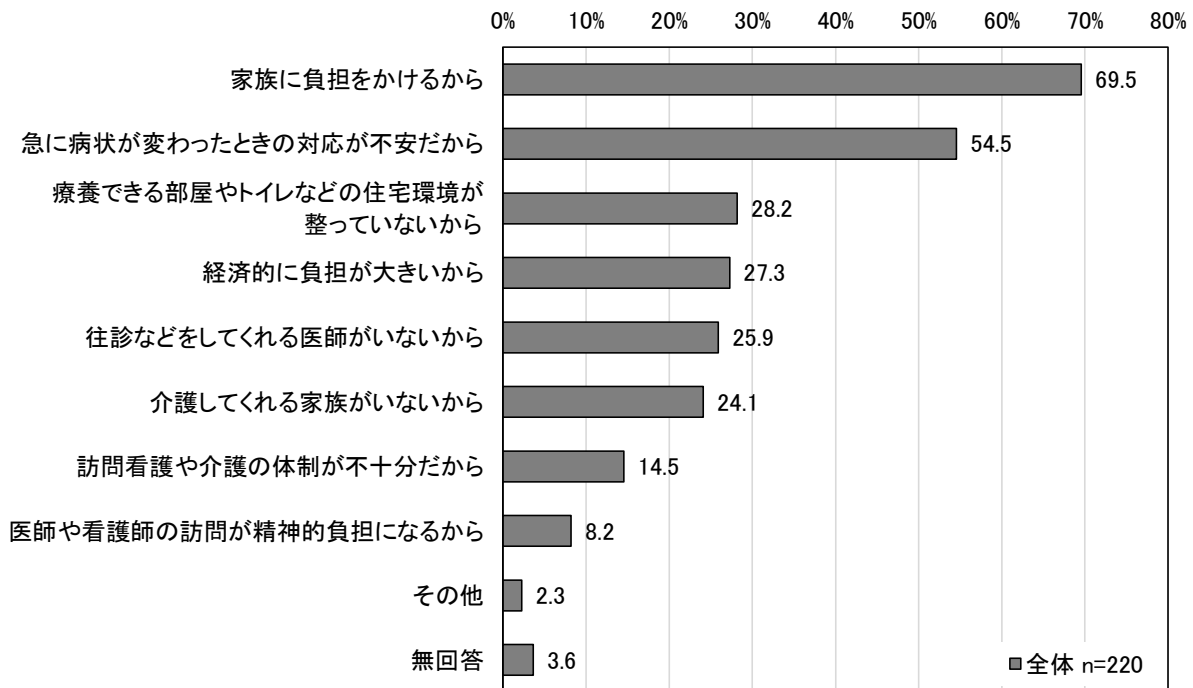
長期の療養が必要になった場合、在宅医療を希望するか、また、実現可能だと思うかについては、「希望するが、実現は難しいと思う」が39.9%で最も高く、次いで「わからない」が19.1%、「希望しない」が16.8%となっています。



●在宅医療を希望しない、または難しいと思う理由について

在宅医療を希望しない、または難しいと思う理由については、「家族に負担をかけるから」が69.5%で最も高く、次いで「急に病状が変わったときの対応が不安だから」が54.5%、「療養できる部屋やトイレなどの住宅環境が整っていないから」が28.2%となっています。

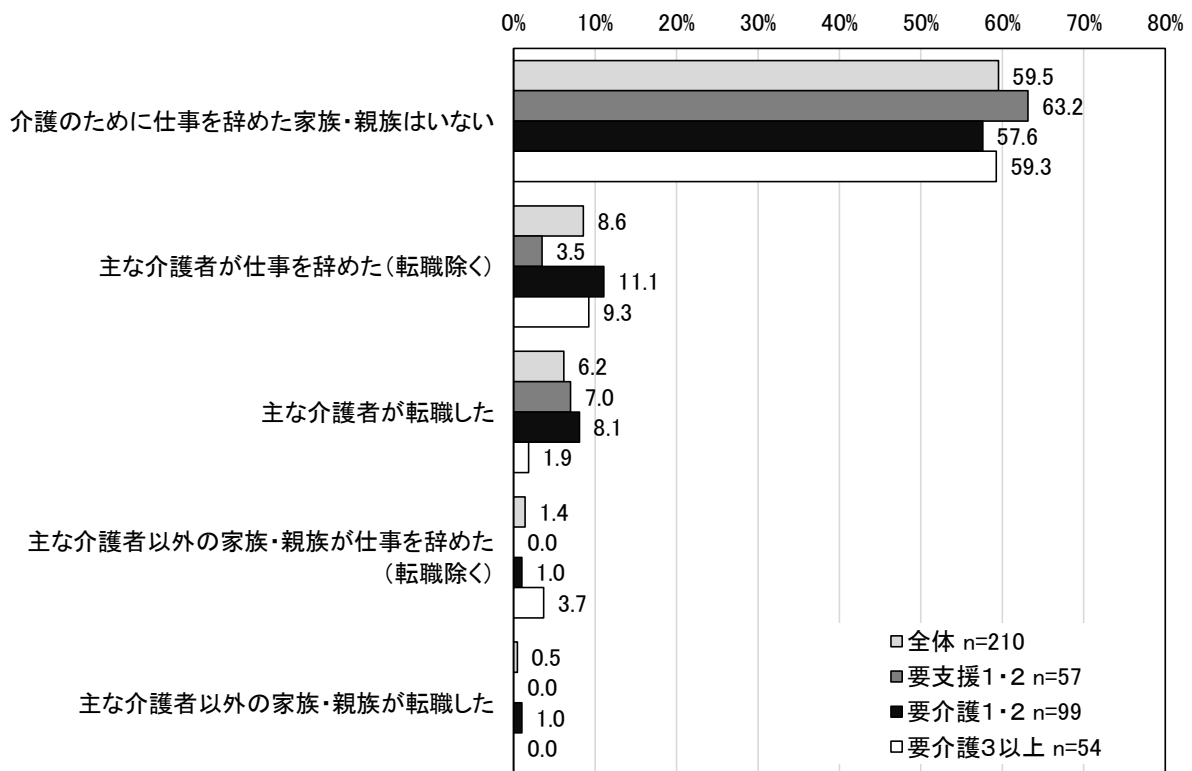
在宅医療の実現には、家族の負担軽減や在宅医療体制の充実が必要と考えられます。



●介護離職について（要介護度別）

家族や親族の中で、本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた人がいるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が59.5%で最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が8.6%、「主な介護者が転職した」が6.2%となっています。要介護度別に見ると、すべての要介護度で「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が5割以上となっています。

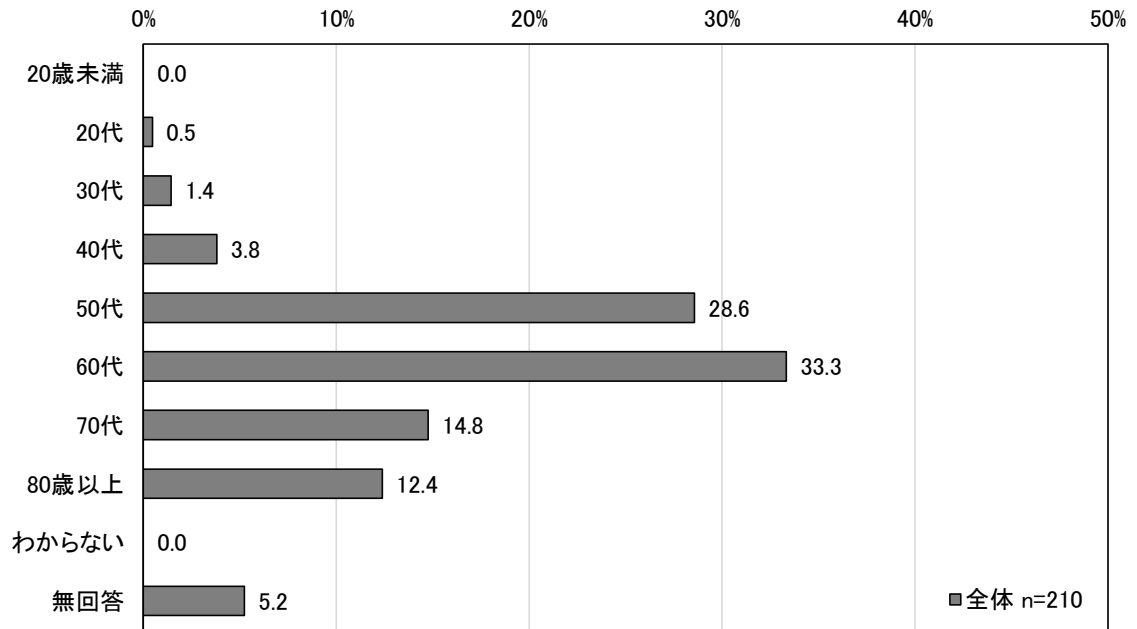
一方で、要介護3以上では、介護者・介護者以外の家族や親族で仕事を辞めた人を合わせると、13.0%の人が介護離職をしており、介護者が仕事を継続できるような支援が必要と考えられます。



●主な介護者の年齢について

主な介護者の年齢については、「60代」が33.3%と最も高く、次いで「50代」が28.6%、「70代」が14.8%となっています。

介護者の年齢は60歳以上が60.5%を占めており、今後の高齢化に伴い、より一層の老老介護の増加が見込まれます。

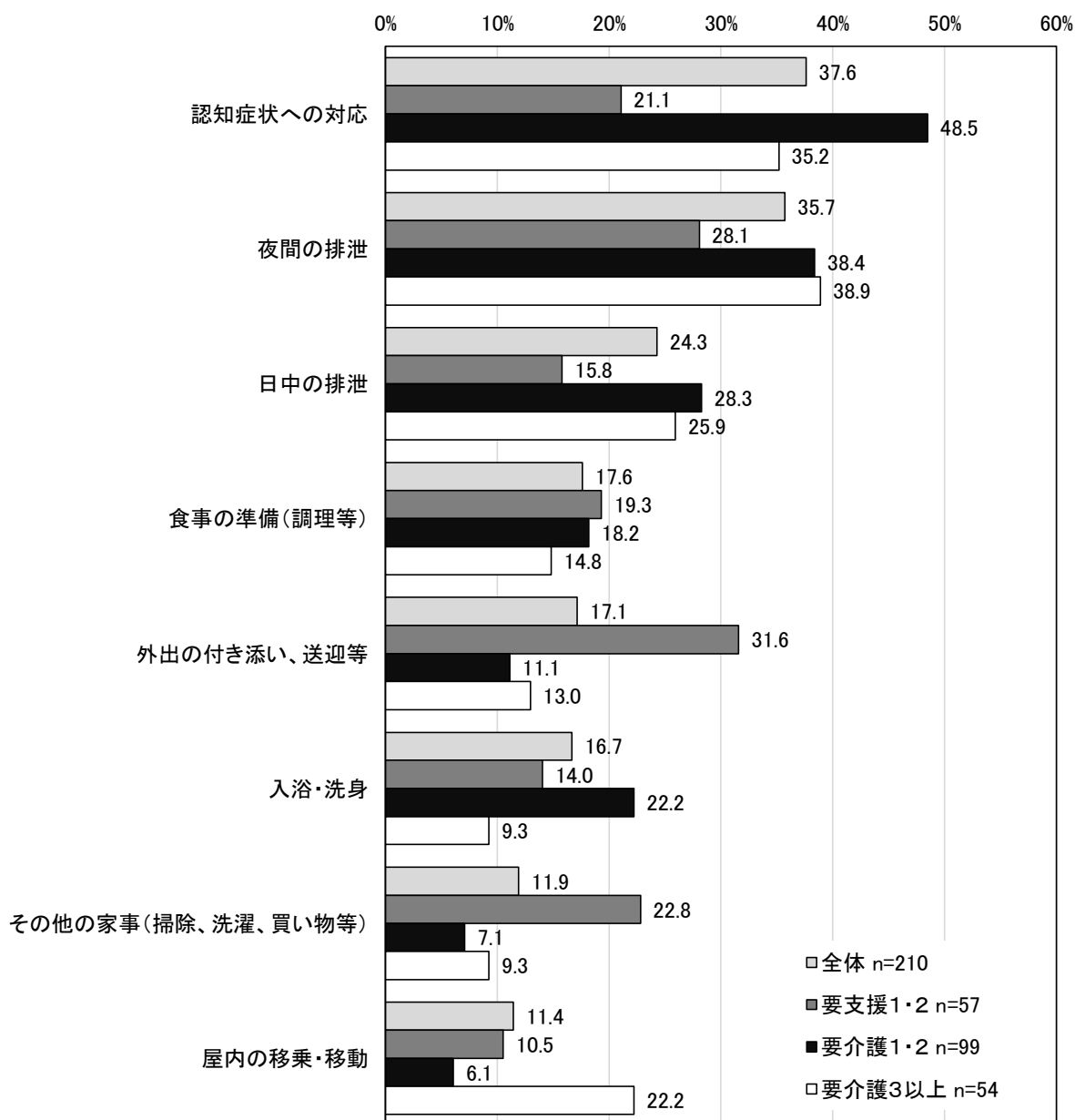


●在宅介護を継続していくにあたって介護者が不安を感じる介護について（要介護度別）

在宅介護を継続していくにあたって介護者が不安を感じる介護については、要介護度別に見ると、「要支援1・2」では、「外出の付き添い、送迎等」に不安を感じている人が最も高いことから、利用可能な移動支援や外出同行のサービス周知が必要と考えられます。

また、「要介護1・2」では、「認知症状への対応」に不安を感じている人が最も高いことから、介護者の不安を軽減できるような認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発等、さらなる認知症施策の推進が必要と考えられます。

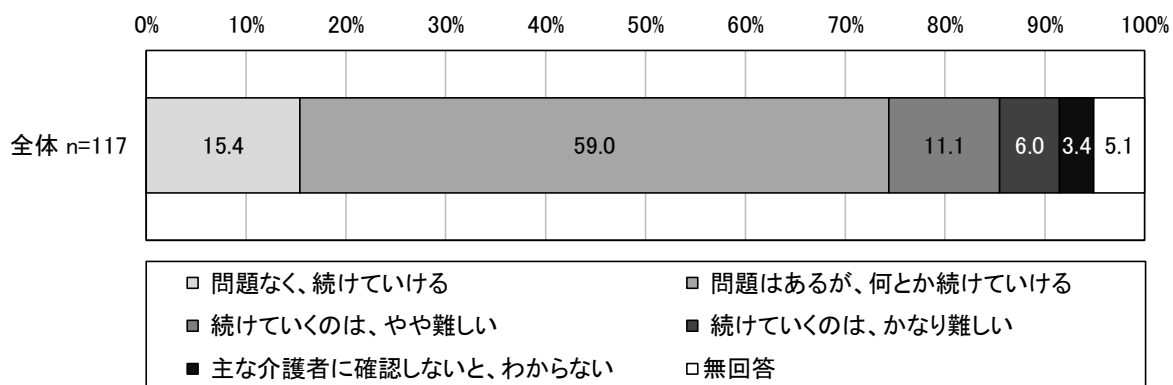
「要介護3以上」では「夜間の排泄」に不安を感じている人が最も高いことから、夜間対応型訪問介護のサービス周知が必要と考えられます。



●今後も働きながら介護を続けていけそうかについて

今後も働きながら介護を続けていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が59.0%で最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が15.4%、「続けていくのは、やや難しい」が11.1%、「続けていくのは、かなり難しい」が6.0%となっています。

働きながら在宅介護を継続するのは難しいと17.1%が回答しており、介護者が仕事を継続できるような環境整備が必要と考えられます。



2 沼田市の高齢者を取り巻く主な課題

高齢者実態調査の結果により、以下のような課題が見られました。今後の事業推進に生かしていきます。

▼後期高齢者の増加に伴う、介護サービス需要の増加

75歳以上の後期高齢者では、約7人に1人が「介護が必要」と回答しており、第9期計画期間において、後期高齢者の増加が見込まれる本市では、介護サービス需要の増加が見込まれます。

▼感染症収束後を見据えた取組

新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えている人が、今までのように元気に外出ができるよう、体力や筋力の低下、外出意欲の低下を防ぐような支援が必要と考えられます。

▼生きがいづくりの推進

生きがいを持つことは健康状態に良い影響が見られると考えられるため、健康維持のためにも、生きがいづくりをサポートする支援が必要と考えられます。

▼地域活動への参加促進

地域活動への参加意向は高いものの、多くの方が参加には至っていません。また、新型コロナウイルス感染症の影響で「既に参加している」と回答した人も減少しています。参加希望者を活動につなげる支援、新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動から離れてしまった人の復帰のための支援が必要となります。

▼生活支援サービスの充実・周知

生活の困りごとやあると助かる支援等に関する設問において、「雪かき」「草むしり」の割合が高くなっています。生活支援サービスの充実・周知が必要と考えられます。

▼災害発生時等の緊急時に高齢者を支援する体制の充実・周知

生活の困りごとやあると助かる支援等に関する設問において、「災害時の手助け」の割合が高くなっています。緊急時の支援体制の充実や周知が必要と考えられます。

▼生活習慣の改善や健康づくりの取組（重度化防止）

現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」の割合が高くなっていることから、生活習慣の改善や健康づくりへの取組が重度化防止の観点からも必要と考えられます。

▼認知症相談窓口の周知

今後のさらなる高齢化に伴い、認知症の増加が見込まれる中、約7割の人が認知症に関する相談窓口を知らないと回答しているため、さらなる周知活動が必要と考えられます。

▼認知症施策の推進

今後のさらなる高齢化に伴い、認知症の増加が見込まれることから、認知症施策の推進が必要と考えられます。

▼移動支援や外出同行の充実

高齢化による運転免許証返納後の移動手段の問題や老老介護の増加を受け、移動支援や外出同行の充実が必要と考えられます。

▼希望する場所で最期を迎えるための支援

要介護者、介護者ともに、「自宅」で最期を迎えたい（家族を看取りたい）と希望する人が多く、希望どおり「自宅」で最期を迎えられるような支援が必要と考えられます。

▼家族介護者の介護不安の解消や負担軽減

在宅医療を希望しない、または難しいと思う理由について、「家族に負担をかけるから」が約7割となっており、在宅医療の実現には家族の負担軽減が必要と考えられます。

▼在宅医療体制の充実

在宅医療を希望しない、または難しいと思う理由について、「急に病状が変わったときの対応が不安だから」が5割以上となっており、在宅医療の実現には、充実した体制の整備が必要と考えられます。

▼介護離職を防ぐ取組

要介護3以上では、介護者・介護者以外の家族や親族で仕事を辞めた人を合わせると、13.0%の人が介護離職をしており、介護者が仕事を継続できるような支援が必要と考えられます。

▼老老介護の増加を見据えた取組

介護者の年齢は60歳以上が約6割を占めており、今後の高齢化に伴い、より一層の老老介護の増加が見込まれます。このため、各種サービスの充実等、介護者の負担軽減が必要と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

全国的にも高齢化が進む中、本市においても高齢化が急速に進行しており、高齢化率は令和5年10月1日現在で35.8%に達しています。そのため、介護が必要な高齢者が安心して暮らすことができる環境の向上と同時に、高齢者が社会的支援を受ける立場だけでなく、より積極的に、自らの経験や知識・技術を生かして、地域社会に貢献する場を創出し、生き生きと自分らしく暮らしていくことができるよう、地域や関係機関が連携した環境づくりの一層の推進が必要となっています。

これまでの高齢者施策の継続性を大切にし、高齢者一人一人が健康で、生きがいを感じ、笑顔あふれる暮らしができるようなまちづくりを進めるため、本計画の基本理念はこれまでのものを継承します。

- 1. 個人の意思を尊重し、利用者本位で質の高いサービスを提供することを通じて高齢者の自立を支援します。**
- 2. 高齢者の暮らしの状態・環境にかかわらず、支援を必要とする高齢者に必要なサービスを提供します。**
- 3. 保健・福祉・医療・生涯学習等との連携を図り、それぞれの分野の地域資源を幅広く活用して高齢者のニーズに的確に応えることができる、効率的・総合的なサービスを提供します。**
- 4. 市民に最も身近な自治体（市）として柔軟なサービス提供体制をつくるとともに、市民参加型の総合的なまちづくりの視点に立った保健福祉施策を推進し、本市に適したサービスを充実していきます。**

第2節 基本目標

「生き生き長寿のまちづくり」の実現のために、本計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標1 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が充実した生活を送るためには、自身で生きがいを持つことが重要です。そこで、高齢者の学習、就業、社会活動等への積極的な参加の機会を確保することが必要となります。しかし、一人一人の経験や知識、技術は異なるとともに、近年は生きがいの求め方も多様になっていることから、幅広い分野にわたった生きがいづくりの推進に努めます。

基本目標2 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

高齢者、とりわけ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化に向けて取り組みます。

日常生活圏域ごとに地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどが連携を強化し、さらなる地域支援事業を展開することで高齢者の健康づくりや介護予防を推進します。

また、さまざまな主体が関わる生活支援サービスの充実と住民が参加する地域づくりを推進します。

基本目標3 介護保険サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、その必要とするサービスを十分に受けられるよう、サービス基盤を確保し、また、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、介護サービスの充実を図ります。

また、介護サービス量を正確に見極めて保険料を算出するとともに、安心して介護サービスを利用できるように、低所得者に対する支援を推進します。

第3節 第9期計画策定における主な視点

1 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

第9期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の改正が行われました。第9期計画において充実を図る主な項目として、基本指針の中で以下の点が掲げられています。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ・医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ・サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ・重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ・高齢者虐待防止の一層の推進
- ・介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ・介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ・地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供

- ・ 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・ ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ・ ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ・ 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ・ 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ・ 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ・ 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ・ 財務状況等の見える化
- ・ 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

2 関連法の改正

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月12日に成立し、同月19日に公布されました。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずるものであり、介護保険関係の主な改正事項は、以下のとおりとなっています。

■主な改正事項

①介護情報基盤の整備

- ▶介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

②介護サービス事業者の財政状況等の見える化

- ▶介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

③介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- ▶介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

④看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- ▶看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

⑤地域包括支援センターの体制整備等

- ▶地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民の支援をより適切に行うための体制を整備

第2部 各論

第1章 高齢者保健福祉の推進

第1節 地域共生社会の実現

【施策の方針】

地域生活では、ごみ出しや電球の交換、庭の手入れ、買い物の付き添い、雪かきなど、公的なサービス（フォーマルサービス）には馴染まないさまざまなニーズがあります。

こうした生活ニーズには、隣近所の人、地縁団体（自治組織など）、民生委員、NPO、ボランティア、社会福祉協議会など、多様な主体が協力し合って対応すること（インフォーマルサービス）が求められます。

本市では、在宅介護支援センターや老人クラブ、民生委員、配食サービスをはじめとする福祉サービスや地域などと連携した相互の見守り体制を整えています。今後も、市民の理解と協力を得ながら、地域全体で高齢者を見守る体制の強化が必要となります。

1 地域支え合いの推進

今回実施した高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）によると、生活の困りごとやあると助かる支援等は「雪かき」が27.9%、「災害時の手助け」が19.3%、「草むしり」が17.7%で上位となっています。一方で、地域の助け合いとして自分ができることは「話し相手」が30.0%、「草むしり」が29.5%、「日常のごみ出し」が28.8%、「安否確認・声かけ」が26.5%となっており、災害時の手助けをはじめ、傾聴やちょっとした力仕事など、一人一人が自分のできることを地域での支え合いにつなげるネットワークづくりが必要です。

また、老人クラブが行っている『ひとり暮らし高齢者に一声かける運動』、民生委員の活動や民間事業者と連携した見守りなど、要介護者と介護者の孤立を防ぐための組織的活動も不可欠です。

災害時や災害後の支援体制を念頭に置き、プライバシーの問題や多様なニーズに配慮しながら、地域で支え合う体制をさらに充実していきます。

(1) ひとり暮らし高齢者に一声かける運動

【概要と現状】

要介護者と介護者の孤立を防ぐため、老人クラブを中心とした見守り運動や民生委員の活動が行われていますが、さらなる拡大や工夫が求められています。

【今後の方針】

性別や年齢、職業等あらゆる立場を超えた市民が参加できる事業を目指します。また、関係機関等との連携を図ります。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
ひとり暮らし高齢者に一声かける運動	対象者数	35	32	34

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ひとり暮らし高齢者に一声かける運動	対象者数	35	38	40

(2) 災害時要配慮者対策

【概要と現状】

防災担当課が作成する避難行動要支援者名簿に基づいて、高齢者等を災害発生の恐れのあるときや災害発生時に地域で支え合う体制の構築を進めています。

【今後の方針】

災害時に加えて、災害後の安否確認など、高齢者を含むすべての市民が協力し合える環境づくりに努めます。

(3) 防災・防犯対策

【概要と現状】

防災・防犯対策として高齢者を災害や犯罪から守るための体制づくりが求められています。

【今後の方針】

相談体制の充実を図るとともに、地域における相互支援体制についても、地域活動団体と連携して推進します。

（４）買い物支援、ごみ出し等の支援

【概要と現状】

一人で買い物に出ることが困難な高齢者への支援は、自立した日常生活の継続や閉じこもり予防、介護予防の観点からニーズの高いサービスです。

【今後の方針】

車で外出することの多い地域性やニーズを踏まえて、現在行っているサービスの充実を図ります。また、安否確認を兼ねたごみ出し等の日常生活の支援についても、支え合いの地域づくりとして推進します。

2 地域福祉の推進

本市では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活における課題について、住民や福祉関係者による課題の把握や関係機関との連携等による解決が図られることを目指しています。また、福祉人材^{※1}・福祉関係機関、介護サービス事業者、医療機関などと連携し、高齢者を取り巻くネットワークの構築を進めていきます。

※1. 「福祉人材」とは福祉・介護・保育人材の総称です。

（１）包括的な支援体制づくりの充実

【概要と現状】

民生委員や老人クラブ、地域、ボランティア等の住民組織と、社会福祉協議会や介護サービス事業所、医療機関、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどが連携し、高齢者を支えるネットワークづくりを推進しています。

【今後の方針】

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができ、介護者が孤立しないよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が包括的に支援される体制づくりを進めます。

また、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活の課題について総合的な相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備を推進していきます。

第2節 バリアフリーの推進

【施策の方針】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、身近な外出先のバリアフリー化及び外出の際に利用する道路環境等の整備を促進するとともに、住まいの確保に関する対策や在宅で暮らす高齢者のQOL（生活の質）の向上を支援するサービスを引き続き実施します。

サービスの実施にあたり、在宅での生活を総合的に支援する観点から、予防・医療・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。

1 生活環境の整備

今回実施した高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）によると、住まいは「持家（一戸建て）」が90.2%と最も高く、階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかでは「できるし、している」と61.8%が回答しています。また、外出を控えている主な理由は、「新型コロナウイルス感染症の影響」が43.5%と最も高く、「足腰などの痛み」が40.6%、「病気」が12.9%、「交通手段がない」が12.6%となっています。

本市の市街地は旧城下町で、基本的に道が狭く、道路・歩道等のバリアフリー化は十分とは言えません。また、民間・公共の建築物ともに、商業施設等を中心にバリアフリー化が徐々に進められていますが、未整備なところもあります。さらに、高齢者の利用が多い各町の集会所等にも、高齢者には利用しにくい階段やトイレが見られます。

そこで、高齢者が在宅での生活を安全で快適に営むためのバリアフリー化や介護対応トイレなど、居住環境の整備を推進していきます。

（1）道路環境の整備

【概要と現状】

新たに歩道を設置する場合には、バリアフリー新法の基準に基づき、順次整備を進めています。

【今後の方針】

安心して高齢者等が外出できるよう、歩道の段差解消など道路環境の整備に努めます。

(2) 公共施設等のバリアフリー化の促進

【概要と現状】

公共施設については、バリアフリー設備が未整備のところがあります。高齢者の利用が多い集会所についても、階段やトイレのバリアフリー化が求められています。

【今後の方針】

ユニバーサルデザインによる公共施設の整備・改良は、高齢者の自立支援には欠かせないことから、関係各課と連携してさらなる整備を促進します。

(3) 住宅改修の支援

【概要と現状】

高齢者が在宅での生活を安全で快適に営むためには、住居の改善が不可欠です。そのため、本市では住宅改修を介護予防の一つとして重要な事業と位置付け、改修費用の支援をしています。

【今後の方針】

今後も公正・中立な立場で、適切な改修となるよう住宅改修希望者に対する相談や助言、さらには助成などの支援を行います。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
住宅改修	件数	158	142	168

(4) 高齢者が安心して住める住宅の確保

【概要と現状】

本市の高齢者の持家率は約9割であるものの、近年、市外から住み替える高齢者も増加傾向にあり、サービス付き高齢者向け住宅の供給や公営住宅団地の建て替え等に伴った福祉施設の併設など、福祉と連携した住宅づくりの促進が求められています。

【今後の方針】

サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進とともに、高齢者等が居住する住宅のバリアフリー化を促進し、高齢者等が安心して住み続けられる住宅の確保を図ります。

第3節 高齢者の生きがいづくりの推進

【施策の方針】

高齢化が急速に進む中、高齢者の社会参加も重要なテーマの一つになります。それは健康づくりと高齢者自身の生きがいづくり、さらには、介護予防につながるだけでなく、地域の活性化にもつながるからです。

今後も、生きがいづくりと地域活性化の両面を考慮し、高齢者の社会参加を後押しする一層の取り組みが必要となります。

1 生きがいづくりの支援

現在、「高齢者」は65歳以上と定義されていますが、近年の高齢者は労働意欲も盛んで、長年蓄積してきた経験や技術を生かして社会に貢献することは、生活に生きがいを感じるとともに、介護予防の観点からも非常に効果があります。

シルバー人材センターによる高齢者の就労支援とともに、事業所とも連携して、高齢者の就労の場と機会の確保に努める必要があります。

その他の対策としては、ふれあい福祉センターや老人クラブの活動を通して、高齢者の生きがいにつながる社会参画を促進しています。

高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）によると、「スポーツ関係のグループやクラブ」や「趣味関係のグループ」、「収入のある仕事」には、週1回以上参加する割合が高い傾向にあります。一方で、バスや電車を使って一人で外出することを「できるけどしていない」が14.6%、「できない」が7.0%おり、老人クラブへの加入率も年々低下傾向にあることから、閉じこもりがちな高齢者が意欲的に外出する機会を増やすことへの支援が求められています。

核家族化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が多くなっていることから、地域の子どもと高齢者が触れ合う世代間交流事業は、子どもにとっても貴重な体験となり、今後も積極的に取組を推進する必要があります。

(1) 高齢者就労支援

【概要と現状】

沼田市シルバー人材センターにおいて、高齢者労働能力活用事業を実施しています。高齢者のシルバー人材センターへの会員登録を促進するとともに、就労者としての技能・技術の向上を支援します。

【今後の方針】

高齢者の生きがいや経済基盤を確保する観点からも、地域資源等の活用により新規の就労機会の開拓、求人開拓等により労働需要の拡大に努めます。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
会員登録の促進	延べ就業人数	44,991	45,035	45,100

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員登録の促進	延べ就業人数	45,150	45,200	45,250

(2) 老人クラブの活性化

【概要と現状】

老人クラブは、概ね60歳以上の高齢者が自主的に組織し、健康の増進や地域との交流を図っています。

研修旅行等を通じて高齢者の相互の親睦を深め、今後の人生を豊かで充実したものとするために社会の見聞を広める事業などを行っています。

しかしながら、高齢者の地域活動や価値観の多様化などを背景として、老人クラブの加入率は低下傾向にあります。

【今後の方針】

高齢者は地域活動の主な担い手として今後も期待されることから、その中心的な活動主体である老人クラブの加入率向上とともに取組に対する支援を行います。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
老人クラブの活性化	会員数	1,580	1,348	1,159

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブの活性化	会員数	1,150	1,150	1,150

(3) 地域活動団体の活性化

【概要と現状】

沼田市社会福祉協議会によると、ボランティア活動保険に加入して活動する人は、令和4年度1,113人、ボランティア行事用保険に加入して活動する人は504人です。

令和5年10月20日現在、本市内に拠点を置くNPOは16団体、市民活動団体（沼田市市民活動センター登録）は164団体と個人で17人の登録があり、活動分野は保健・医療・福祉の増進、まちづくりの推進、地域安全、災害救助、人権擁護・平和の推進など、高齢社会を支える多様な分野に及んでいます。

【今後の方針】

住み慣れた地域で活動するボランティア団体や各種地域活動団体に関する情報の提供に努めるとともに、地域活動団体間のネットワークを推進し、活動の活性化を支援します。また、ふれあい福祉センターや地域コミュニティセンターなど、活動の場の確保に努めます。

(4) ひとり暮らし高齢者交流会事業

【概要と現状】

概ね70歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、孤独感の解消や外出の機会の提供、閉じこもりの防止や介護予防を図るために、ふれあい福祉センター等で交流会を実施しています。

【今後の方針】

今後も一人暮らし高齢者に外出の機会を提供することにより、閉じこもり防止や介護予防を図ります。

(5) 温泉施設利用高齢者助成事業

【概要と現状】

75歳以上の人を対象に、市が指定する温泉施設の利用に対して助成を行います。助成券（200円）は、本人分12枚のほか、付き添い分4枚を交付しています。

【今後の方針】

地域の特色を生かした事業であり好評なため、今後も高齢者の閉じこもり予防、多世代交流の促進等の観点から事業を継続します。また、利用促進に向けた検討を行います。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
温泉施設利用高齢者助成	利用枚数	726	698	700

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
温泉施設利用高齢者助成	利用枚数	710	720	730

2 高齢者福祉施設等の活用

介護保険制度において要支援・要介護と認定されていない人は、介護保険サービスを受けることができませんが、要支援・要介護状態への進行を防ぐために、本市ではさまざまな介護予防事業を実施しています。

家に閉じこもりがちな高齢者を対象とした事業として沼田市社会福祉協議会が主体となり、地域で「ふれあい・いきいきサロン」の設置に取り組んでいます。この事業は寝たきり予防、孤独感の解消や仲間づくり、性別・年齢・職業等多様な立場や世代間の交流の機会の促進等を目的として、市民に身近な地区コミュニティセンターや生活改善センター、高齢者の自宅等を利用して行っています。

また、老人クラブをはじめとした高齢者の活動の場として、ふれあい福祉センターと地区コミュニティセンター等があります。

元気な高齢者が増加し、生きがいや生活の充実につながる生涯学習や趣味・サークル活動の拠点として、施設のさらなる機能強化が求められています。

(1) ふれあい・いきいきサロン

【概要と現状】

沼田市社会福祉協議会が主体となって推進している事業で、家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、外出の機会の提供や居場所づくり、仲間づくり等を通して、社会参加に結びつけていく交流の場となっています。

主な活動場所は、地域のコミュニティセンターや住民センター、個人の自宅等です。原則として月1回以上ですが、地域やサロンの実情、季節などにより対応しています。サロンでは、茶話会を中心として軽スポーツやレクリエーション、季節行事を含む活動や地域内の仲間づくりなどを行っています。

【今後の方針】

高齢者が多く住む地域の既存施設や高齢者の自宅等を有効活用し、交流の場を確保するとともに、サロンの周知を図り、さらに地域のボランティアへの参加や運営への参画を促進します。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
サロン設置の推進	箇所数	69	58	51

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サロン設置の推進	箇所数	55	60	65

(2) ふれあい福祉センター

【概要と現状】

本市には、老人クラブや高齢者の活動拠点としてふれあい福祉センターがあります。元気な高齢者が、生きがいや生活の充実を求めて、生涯学習や趣味・サークル活動の拠点としています。

【今後の方針】

活動のための施設利用（貸部屋機能）だけでなく、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、自主的な学習や活動の中心施設としての活用を図ります。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
ふれあい福祉センターの活用	利用者数	24,906	31,614	32,000

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあい福祉センターの活用	利用者数	32,050	32,100	32,200

3 移送サービスの推進

本市は、地域によって中山間地域特有のさまざまな特色があり、豊かな自然が残る地域がある一方で、事業所や商業施設、文化施設、医療・福祉機関などが市街地に集中しています。このため、買い物や医療機関に出かける際には、車などを利用する必要があります。市民の主要な移動手段が自家用車であることから、自分で運転ができなくなると外出を控えてしまうという傾向があり、寝たきりや閉じこもりなどの原因になってしまうこともあります。本市では、自立を支援する観点からも、市民のニーズに対応した外出支援として「移送サービス」を推進しています。

本市で実施している主な移送サービスは、「高齢者バス利用促進事業」と「福祉タクシー制度」があります。高齢者バス利用促進事業は、65歳以上の高齢者に対して、交通系ICカードで路線バスの運賃を支払う際に、証明書を提示することで運賃の半額を補助しています。

また、福祉タクシー制度は、タクシー以外の交通機関を利用することが困難で、通院介助等を必要とする在宅の高齢者のうち、前年所得税非課税世帯で、かつ介護保険法に規定する要介護者及び要支援者、または介護予防・日常生活支援総合事業対象者に、タクシー料金の一部を助成しています。

本市ではこれらのサービスのほかに、寝たきり等の要介護高齢者及び身体障害者を介護している家族等が、その要介護高齢者を同乗させて外出する場合に使用する車いす仕様車両（介護用車両）の購入費を補助することにより、要介護高齢者の生活の質の向上や介護家族の負担の軽減を図ることを目的とした「介護用車両購入費等補助事業」を実施しています。

今後も、各種移送サービスを継続して実施するとともに、新たな移動手段などを検討し、地域間格差の解消に向けた取組を促進します。

(1) 高齢者バス利用促進事業

【概要と現状】

65歳以上の高齢者に対して、交通系ICカードで路線バスの運賃を支払う際に、証明書を提示することで運賃の半額を補助しています。

【今後の方針】

引き続きサービスを継続し、高齢者の移動手段を確保することにより、寝たきりや閉じこもりを予防します。また、バス利用運賃の一部助成により、バス利用促進を図ります。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
高齢者バス利用促進事業	利用回数	—	—	13,000

※令和5年度開始事業のため、令和3年度・令和4年度については実績なし。

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者バス利用促進事業	利用回数	14,000	15,000	16,000

(2) タクシー料金補助利用券の交付

【概要と現状】

タクシー以外の交通機関を利用することが困難で、通院介助等を必要とする在宅の高齢者のうち、前年所得税非課税世帯で、かつ介護保険法に規定する要介護者及び要支援者、または介護予防・日常生活支援総合事業対象者に、タクシー料金の一部を助成しています。

【今後の方針】

要介護等高齢者の外出を支援するため、引き続きタクシー料金の一部助成を行います。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
タクシー料金補助利用券	利用枚数	1,343	1,325	1,300

(3) 外出支援サービス（福祉有償運送等）の推進

【概要と現状】

自家用車を運転できない、あるいは自力歩行が困難で一般の交通機関を利用できない高齢者を対象とした、福祉有償運送等の外出支援サービスが求められています。

利根沼田広域市町村圏（沼田市・みなかみ町・片品村・川場村・昭和村）において、「利根沼田地域福祉有償運送運営協議会」を設置し、サービスの検討と普及を進めています。

要介護者が病院や介護施設へ移動する目的で、一人1台（付き添いは可）、1km80～140円で利用することが可能です。

【今後の方針】

高齢者バス利用促進事業やタクシー料金補助利用券の交付等をあわせて、高齢者の外出に関わる多様なニーズに対応することにより、閉じこもり予防や高齢者が在宅で快適な生活を継続できるように支援します。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
外出支援サービス	回数	1,034	1,127	1,220

(4) 介護用車両購入費等補助事業

【概要と現状】

寝たきり等の体の不自由な高齢者等を同乗させて外出する場合に使用する車いす仕様車両（介護用車両）をその家族が購入する際、費用の一部を補助しています。概ね65歳以上で日常的に車いすを使用している人、または日常的に車いすの使用が見込まれる人のいる世帯等が対象です。車いす仕様車両（介護用車両）の購入及び改造により補助金額が変わります。

- 新車…車いす：10万円 回転シート：2万円
- 中古車…6万円、または3万円

【今後の方針】

車いす仕様車両の購入を補助し、利用者の外出や移動を支援します。

（5）バス運行による交通手段の確保

【概要と現状】

本市では、バスの運行を民間事業者に依頼し、公共交通の確保に努めています。現在は、佐山線、岩本線、中山本宿線、迦葉山線、南郷線、根利尾瀬高校線の6路線を運行するほか、デマンド運行も行っています。デマンド運行については、希望の日時に予約をすることにより、市内に設置した500箇所余りの乗降ポイント間をバスで移動できます。なお、乗降ポイントは、高齢者にとって利便性が高いように、住宅地近くのほか、病院や商業施設にも設置しています。

その他、隣接の川場村が運行する川場村循環線、昭和村が運行する中野・生越循環線、永井線、赤谷・桜循環線についても協力して運行しています。

また、高速バス「アップル号」（沼田～前橋間）の運行費の一部を助成し、通勤や通院手段の確保を図るとともに、市が運行を委託するバス路線や民間事業者が運行している2路線について、広く市民に周知して利用促進を図っています。

【今後の方針】

利用者の要望や利用状況を考慮しながら、必要に応じて路線の見直しを行うとともに、高齢者バス利用促進事業などを通じて、路線の周知及び利用促進を図ります。

第4節 在宅福祉サービスの充実

【施策の方針】

高齢者の心身の状況にあわせて、健康維持、介護予防、閉じこもり防止など、複合的なサービスを提供し、住み慣れた地域や家庭で、できるだけ元気にいつまでも安心して生活できるよう支援するとともに、家族介護の負担軽減に努めます。

1 日常生活の支援

介護保険制度における法定サービスは、要支援・要介護認定を受けた人だけしか利用することができませんが、認定を受けていない人であっても、在宅での日常生活を営むことに支障がある高齢者に対しては支援が必要となります。

本市では、在宅で生活することや社会適応が困難な高齢者を対象として、養護老人ホームへの短期宿泊等により日常生活の支援・援助を行っています。

その他、布団乾燥・丸洗いサービス事業、日常生活用具給付等事業、はり・きゅう・マッサージ助成事業、「食」の自立支援事業（配食サービス）、紙おむつ給付事業、訪問理美容サービス事業等、高齢者が在宅生活を継続できるような支援を実施しています。

（1）生活管理指導員派遣・短期宿泊事業

【概要と現状】

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しない高齢者（概ね65歳以上）に対して、生活管理指導員の派遣や一時的に養護老人ホームなどで生活指導や支援を行います。

【負担金】

- ・指導員派遣：指導（週1回50分）1回につき指導員派遣利用に掛かる費用の10%
- ・短期宿泊：養護老人ホームに宿泊（7日以内）1日につき施設利用に掛かる費用の10%

【今後の方針】

社会適応が困難な高齢者に対しては、サービス利用を促すこと自体が困難な場合が多いことから、効果的なサービスの活用及び運用体制を検討していきます。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
短期宿泊事業	利用者数	5	8	8

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期宿泊事業	利用者数	8	8	8

(2) 布団乾燥・丸洗いサービス事業

【概要と現状】

在宅一人暮らし、または6か月以上在宅で寝たきりの高齢者（概ね65歳以上）を対象として、快適な療養生活の実現と介護の軽減を図るため、布団乾燥・丸洗いサービスを行います。

【負担金】

- ・布団乾燥を毎月1回（5月・10月を除く）：生活中心者の所得に応じて、0～1,250円
- ・丸洗いサービスを年2回（5月・10月）：生活中心者の所得に応じて、0～4,500円

【今後の方針】

今後もニーズを把握しながら、在宅で寝たきりの高齢者及び一人暮らし高齢者が快適な生活を送れるよう継続します。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
布団乾燥・丸洗いサービス	利用者数	4	3	4

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
布団乾燥・丸洗いサービス	利用者数	4	4	4

(3) 日常生活用具給付等事業

【概要と現状】

概ね65歳以上の一人暮らし等の高齢者を対象として、より良い生活ができるよう支援をするため、生活用具を給付、または貸与しています。生計中心者の所得に応じて費用負担があります。

給付品目：火災報知器、自動消火器、電磁調理器

貸与品目：老人用電話（回線のみ）

【今後の方針】

一人暮らしや寝たきり、認知症の高齢者が在宅で快適な生活を送ることを支援します。

(4) 安否・緊急通報システム

【概要と現状】

概ね65歳以上の一人暮らし等の高齢者を対象として、緊急時の連絡を支援するとともに、一人暮らしの不安を軽減します。

緊急通報端末、またはペンダント型送信機のボタンを押すことで、委託業者の受信センターへつながります。その後、本人に状況確認を行い、必要に応じて受信センターからあらかじめ登録されている緊急連絡先に連絡を取り、現地に駆けつけるサービスです。

装置はレンタルで、生計中心者の所得に応じて費用負担があります。

【今後の方針】

一人暮らし等の高齢者が、安全で安心した在宅生活を送ることができるように支援を継続します。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
安否・緊急通報システム	利用者数	182	187	190

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
安否・緊急通報システム	利用者数	190	190	190

(5) 救急医療情報キット給付事業

【概要と現状】

本人情報、かかりつけ病院・持病等の医療情報、緊急連絡先等の救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを給付します（費用負担はありません）。

65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、日中、または夜間において65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に準ずる者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害者及び障害児を対象として、保管容器や救急医療情報シート、玄関内側用ステッカー（シール）、冷蔵庫用ステッカー（マグネット）を給付します。

【今後の方針】

救急時に必要な情報を保管しておくことで、高齢者などの安全と安心の確保を図ります。

(6) はり・きゅう・マッサージ助成事業

【概要と現状】

70歳以上の高齢者を対象に、はり・きゅう・マッサージ施術に対し1回1,500円の助成を行います。年間4枚の助成券を交付します。

【今後の方針】

今後も健康の維持増進、介護予防及び心のケアの観点から継続します。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
はり・きゅう・マッサージ助成	利用者数	118	176	180

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
はり・きゅう・マッサージ助成	利用者数	180	190	190

(7) 老人保護措置事業（養護老人ホーム）

【概要と現状】

老人福祉法に基づき、概ね65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者に対して、養護老人ホーム等への入所措置を行います。所得に依りて利用者負担があります。

【今後の方針】

在宅生活に支障があり、やむを得ない事情のある高齢者を対象に措置を継続します。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
老人保護措置事業	措置者数	13	12	13

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人保護措置事業	措置者数	13	13	13

(8) 「食」の自立支援事業

【概要と現状】

食生活の改善及び健康増進のため、「食」の自立支援の観点からサービス利用が適切と認められた概ね65歳以上の一人暮らし高齢者に対して、昼食の配食サービスを行うとともに、安否確認による見守りを実施しています。原則として週2日、昼食を手渡して届けます。1食あたり一律250円です。

【今後の方針】

配食サービスは介護予防と見守りとして有効であることから、関連サービスと組み合わせた利用について検討・調整を行います。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
配食サービス	延べ配食数	7,093	5,843	5,800

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス	延べ配食数	5,850	5,900	5,950

(9) 紙おむつ給付事業

【概要と現状】

在宅で6か月以上寝たきりの高齢者（概ね65歳以上）、または認知症の高齢者（概ね65歳以上）で、常時おむつを必要とする要介護3～5の人に対して、2か月に一度、自宅まで紙おむつを配送します（費用負担はありません）。

【今後の方針】

高齢者の在宅での快適な生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
紙おむつ給付事業	人数	75	115	150
	件数	571	602	630

(10) 訪問理美容サービス事業

【概要と現状】

65歳以上で、在宅で寝たきり、または認知症の人に対して、衛生的で快適な生活を支援するため、理容師、または美容師が自宅へ訪問して理髪・美容を行います。利用券を年4枚（1枚3,000円の助成）交付しています。

【今後の方針】

ニーズ把握と対応出来る地域資源の掘り起こしを検討し、引き続きサービスを実施します。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
訪問理美容サービス	延べ利用者数	4	6	6

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問理美容サービス	延べ利用者数	6	6	6

第5節 介護保険サービスの充実

1 介護保険サービス事業所整備の推進

住み慣れた家庭や地域で、できる限り在宅生活を続けていくためには、介護サービス利用希望者のニーズに応えるための事業所整備が必要となり、地域密着型サービスの創設と日常生活圏域の設定により、圏域ごとに既存サービスを補完する形で介護サービス事業所が整備されています。

在宅生活を支えるためのさまざまな介護保険サービス事業所を整備するために、適切な介護保険サービス事業所の数と配置を検討するとともに、参入希望事業者を支援する必要があります。

地域密着型サービスを中心に、日常生活圏域ごとにその地域の特性にあった介護保険サービス事業所の整備を推進し、質の高いサービス提供ができるよう事業所を支援します。

2 介護給付適正化の推進

介護保険制度の開始以来、介護サービスを提供する事業者、介護サービスを利用する高齢者は年々増加しており、制度は広く普及してきました。一方で、サービスを利用するために掛かる費用も急増しているため、保険料も増加を続けています。

また、過度の利用者の掘り起こしや不正請求、制度の趣旨から見て、不適切なサービス給付が見られるなど、大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするため、また保険料を負担する市民の理解を促進するため、サービス内容及び介護費用の適正化の両面から高齢者介護に関わるさまざまな主体が連携して介護給付の適正化に取り組んでいくことが重要です。

本市では、群馬県介護給付適正化計画に基づき、①要介護認定の適正化、②ケアマネジメントの適正化、③事業者のサービス提供体制及び介護報酬の適正のための指導・助言等を行い、適正な給付となるように取り組んでいます。

第2章 自立支援・重度化防止の推進

第1節 健康づくり・介護予防の推進

【施策の方針】

高齢者が健康に暮らすため、継続的な健康管理と健康な身体づくりを推進し、高齢者の社会参加や自主グループ活動への参加促進を図るとともに、高齢者が生き生きといつまでも住み慣れた地域や在宅で暮らしていくための健康の保持に取り組みます。

また、年齢や心身の状態で分け隔てることなく、地域住民の介護予防に対する理解を深め、住民主体の通いの場などを充実させ、継続的に拡大していくよう地域づくりを推進します。

1 健康づくりの推進

高齢期を健康に過ごすためには、生涯を通じた健康管理が重要となります。

本市では、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指し、沼田市健康増進計画「健康ぬまた21（第2次）」に基づき、関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底、健康生活を支えるための社会環境の整備、社会生活を営むために必要な機能の維持向上に取り組んでいます。

要介護者における介護が必要になった主な要因は、「認知症」「脳血管疾患（脳卒中）」「骨折・転倒」の順で多く、生活習慣病予防やフレイル予防への取り組みが必要であり、より効果的に実施するには、関係機関と連携し介護予防事業と保健事業を一体的に実施していくことが重要です。

また、従来の健康づくりは個人の取り組みが中心でしたが、それだけでは解決できない問題も多く、地域全体で取り組むことが求められており、今後は地域や人とのつながりを深めながら健康づくりを展開します。

2 介護予防の推進

一般介護予防事業は、平成29年4月からの新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の移行を受け、高齢者の心身の保持改善だけでなく、日常生活の活動を高め、住民主体の通いの場を充実させる事業を実施し、一人一人の生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指してきました。

介護予防の有用性が示されるようになった一方で、汎用性や継続性などの課題が浮き彫りとなり、介護予防事業に関するエビデンスの構築とエビデンスに基づく介護予防といった介護の科学化の重要性も強調されてきています。

広く介護予防や通いの場について普及啓発するとともに、国保データベース（KDB）システムによって医療・介護・保健等のデータを活用し、フレイル状態のハイリスク者に対する早期発見や早期介入を多角的に行っていく必要があります。

また、令和2年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（以下、「一体的実施事業」という。）が開始となり、本市においては、令和3年度より開始しており、今後もさらに連携を深め、実施を進めていく必要があります。

3 一般介護予防事業

（1）介護予防事業対象者把握事業

【概要と現状】

後期高齢者健診の結果よりフレイルハイリスク者や一体的実施事業による健診未受診者の家庭訪問、本人・関係者からの相談等により、何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげています。

【今後の方針】

地域関係者及び関係機関等と連携するとともに、医療、介護、保健事業に係るさまざまなデータを活用し、より効果的で効率的な介護予防対象者の把握を行います。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
介護予防事業対象者の把握	把握件数	402	538	600

※令和3年度から架電も含む。

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防事業対象者の把握	把握件数	610	620	630

(2) 介護予防普及啓発事業

【概要と現状】

介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を図るため、介護予防教室、相談などを実施しています。

【今後の方針】

運動ができる通いの場づくりに向けて地区コミュニティセンター等に出向き、地域活動につながるよう介護予防教室を定期的で開催します。また、前期高齢者が取り組める介護予防教室を充実させます。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
介護予防教室の実施	実施回数	72 ^{※1}	217 ^{※2}	170

※1. 新型コロナウイルス感染症の流行により、教室の中止があったため。

※2. 新型コロナウイルス感染対策により、教室の分散開催を行ったため。

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防教室の実施	実施回数	200	200	210

(3) 地域介護予防活動支援事業

① 高齢者筋力向上トレーニング事業

【概要と現状】

高齢者が生きがいを持ち、安心して自立した生活ができる地域づくりの実現を図ることを目的とした事業で、老人クラブや社会福祉協議会など地域組織と連携し、地域のコミュニティセンターや集会所などで実施することにより、高齢者の体力増進と地域内のコミュニティ推進を図ります。

本市では、上級修了までの1年間の指導と修了後の継続支援をしています。また、各種自主サークル活動も支援しています。

【今後の方針】

老人クラブや社会福祉協議会など地域組織とより一層連携して実施団体の拡充を図るとともに、継続支援や指導者養成を推進して、事業の充実を図ります

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
事業実施団体の拡充	団体数	52	44	40

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施団体の拡充	団体数	42	44	46

②介護予防サポーター養成・育成事業

【概要と現状】

地域で自主的に介護予防の取り組みを行おうとする人や、市が実施する事業にボランティアとして活動したい人などを対象に、介護予防・フレイル^{※1}予防に関する知識や技術を身につけるとともに、元気な高齢者がいつまでも元気にその地域で暮らしていくために支え合える地域づくりを進めることを目的としています。

※1. 「フレイル」とは、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態とされています。

【今後の方針】

継続的に介護予防サポーターの養成を行うとともに、通いの場や地域づくりの担い手として活動ができるように地域関係者及び関係機関等と連携し、支援を行います。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
介護予防サポーター登録者数	人数	103	100	120

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サポーター登録者数	人数	130	140	150

(4) 一般介護予防事業評価事業

【概要と現状】

介護保険計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行っています。

【今後の方針】

毎年、市の担当部局が実施する事業評価を基に、目標値達成に向けた検証を行い、健康寿命の延伸に努めます。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

【概要と現状】

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進しています。

【今後の方針】

介護予防の機能強化を図るため、専門職の活用を推進します。また、さまざまな専門職の職能を生かした事業を展開します。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
専門職の関与の促進	関与回数	27	62	48

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門職の関与の促進	関与回数	100	110	120

第2節 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進

介護保険制度の改正を受けて、平成29年4月に予防給付に相当する訪問介護と通所介護は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントから構成されます。

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や通いの場など日常生活上の支援を提供します。
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

1 訪問型サービス

(1) 訪問型サービスA（認定ヘルパーサービス事業）

週1回の生活援助を行います。サービスの種類は次の2種類です。

名称	利用時間	内容	委託先	従事者
生活全般サポート	45分以内	掃除、洗濯、買い物、見守り支援等	沼田市シルバー人材センター	沼田市認定ヘルパー及び訪問介護員
買い物専科	60分以内	買い物、見守り支援	沼田市シルバー人材センター	沼田市認定ヘルパー及び訪問介護員

(2) 訪問型サービスC（短期集中訪問指導）

3～6か月間を目処として、月1～2回（原則6回まで）1回60分程度、体力及び生活機能の改善に向けた支援を行います。サービスの種類は次の3種類です。

名称	内容
理学療法士による運動訪問	体力測定、関節の動きや痛みの確認、運動指導
管理栄養士による栄養訪問	栄養バランスチェック、献立や調理方法の助言、食材や惣菜の選び方、栄養指導
歯科衛生士による口腔訪問	滑舌、飲み込み測定、口腔機能の指導

2 通所型サービス

(1) 通所型サービスA（緩和基準運動教室）

生活機能を維持するための運動・レクリエーション等を週1回、90～180分を行います。初回及び6か月程度ごとに体力測定を行うほか、福老体操^{※1}、口腔体操、脳トレ、レクリエーション、イベント等を行います。

※1. 「福老体操」とは、高齢者の日常生活動作に必要な筋力や動きを身につけ、仲間と共に地域づくりを推進することを目的とした「高齢者の暮らしを拓げる10のトレーニング」を沼田市版として編曲した曲に合わせてトレーニングします。

名称	実施場所	曜日・時間	定員
いきがい・ぬくもり	ふれあい福祉センター	火～金曜日：午前 9:30～12:30	各 10 人
いきがい・しらさわ	白沢創作館	水曜日：午後 1:30～3:30	10 人
いきがい・とね	利根保健福祉センター	火曜日：午後 1:30～3:30	17 人
あすらくいきいきサークル	内田病院	月曜日：午後 2:00～3:30	16 人
まごころ 一笑教室	まごころ	火曜日：午後 1:30～3:30	15 人
ききょう健やかクラブ	ききょうの里	火曜日：午後 1:30～3:30	15 人
菜の花クラブ	菜の花館園原	水曜日：午前 10:00～11:30	12 人

(2) 通所型サービスC（短期集中運動教室）

生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等プログラムを実施します。期間は3～5か月間、週1回、90～150分です。負担金は1割負担で、1回300円です。福老体操、口腔体操、脳トレ、介護予防ミニ講話、体力測定（初回、中間、最終）を行います。

名称	実施場所	曜日・時間	定員
いきいきクラブ	内田病院	I 期：水曜日：午後 2:00～3:30 II 期：金曜日：午後 2:00～3:30	16 人
まごころ	まごころ	水曜日：午後 1:30～4:00	15 人
ききょう体操教室	ききょうの里	水曜日：午後 1:30～3:30	15 人
園原クラブ	菜の花館園原	水曜日：午後 1:30～3:00	12 人

3 介護予防ケアマネジメント事業

【概要と現状】

要支援者等に対し、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行っています。

【今後の方針】

要支援者等の心身の状況や環境などに応じて、必要な支援を行っていきます。

4 総合相談支援事業

【概要と現状】

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者に関する相談を受け、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行っています。

【今後の方針】

高齢者の心身の状況や生活の実態等を幅広く把握し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行います。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
総合相談	相談件数	159	240	250

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談	相談件数	210	225	245

5 権利擁護事業

【概要と現状】

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、また、適切なサービスにつながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行っています。

【今後の方針】

困難な状況にある高齢者等が安心して生活できるよう、関係機関等と連携して必要な支援を行っていきます。

6 包括的・継続的ケアマネジメント事業

【概要と現状】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等の体制づくりを行っています。

【今後の方針】

個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的に支援していくため、地域ケア会議等を通じて地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行っていきます。

7 在宅医療・介護連携推進事業

【概要と現状】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取りの4つの場面ごとに包括的・継続的な在宅医療・介護を提供できる体制の構築を行っています。

【今後の方針】

地域の医療、介護関係機関・団体と緊密な連携体制を構築し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備を推進します。

8 生活支援体制整備事業

【概要と現状】

中学校区を単位として、住民が主体となって地域課題や社会資源を整理して、支え合いの仕組みづくりや地域課題の解決に向けた検討（お互いさまのまちづくり）を行っています。

【今後の方針】

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加や生活支援の充実を図ります。

9 地域ケア会議

【概要と現状】

高齢者が支援や介護が必要になっても、尊厳を持って住み慣れた地域において自立した日常生活を継続するために必要な支援体制に関する協議を行っています。

地域ケア会議は、沼田利根医師会、沼田利根歯科医師会、群馬県理学療法士協会、群馬県認知症疾患医療センター、介護支援専門員、訪問介護員、第1号及び第2号被保険者、沼田市社会福祉協議会、在宅介護支援センター、沼田市民生委員児童委員協議会、利根沼田保健福祉事務所の各代表で構成されています。

【今後の方針】

高齢者の心身の状況や置かれている環境、意向に応じて適切な支援を行うために、高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ります。また、高齢者の自立支援・介護予防の観点を踏まえて、生活全体の質的向上を目指します。さらに、他職種からの専門的な助言を得ることで、ケアマネジメントを実施し、介護予防に資するケアプラン作成やサービス提供を推進します。

第3節 認知症施策の推進

【施策の方針】

認知症になっても本人の意思が尊重され、一人一人に合った環境の中で暮らし続けることができるよう、関係機関が連携したネットワーク体制の充実を図り、支え合う地域づくりを推進します（地域包括ケアシステムの強化に向けた取り組み）。また、令和5年6月14日に成立した「認知症基本法」に沿って、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会を目指し、認知症施策を進め、認知症の正しい理解を深めるための普及・啓発を行います。

1 認知症対策総合支援事業の充実

高齢化率の上昇に伴い認知症の人が増加している中で、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性を發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現が求められており、本市では、平成24年度より認知症地域支援推進員を配置し、本人や家族の相談業務を充実させています。また、認知症サポーターを養成し、認知症の知識を深め、地域での見守り等、支援活動を推進しています。

地域社会において認知症高齢者の自立生活を支えるためには、幅広い分野での支援が必要であり、関係機関が連携したネットワーク体制の充実と広域的な取り組みを図る必要があります。

（1）認知症地域支援推進員事業

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図っています。

また、認知症の進行状態に応じて、利用できる医療・介護サービスを示す「認知症ケアパス」を作成し普及させるとともに、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図っています。今後は若年性認知症の人への支援も強化していきます。

（2）認知症初期集中支援推進事業

認知症は早期診断・早期対応が重要であり、未受診者や認知症で問題を抱えている家族への支援を充実させるために、認知症初期集中支援チームを配置しています。

チームは、概ね6か月間集中的に関与し、医療や介護サービスの利用につなげるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における支援体制の構築を図っています。

(3) 認知症サポーター養成事業

【概要と現状】

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人（認知症サポーター）を養成しています。

【今後の方針】

子どもから大人まで、幅広い年齢層や職種を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識や対応等の普及啓発を推進します。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
認知症サポーター養成	累計人数	11,797	12,047	12,400

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成	累計人数	12,800	13,250	13,750

(4) チームオレンジあっぷりん

【概要と現状】

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進閣僚会議決定）では、認知症の人が安心して暮らし続ける地域づくりを進める観点等から、チームオレンジを令和7年までに全市町村で整備するという目標が掲げられ、本市では令和5年度からチームオレンジの活動を開始しました。

「チームオレンジ」とは地域で暮らす認知症の人と認知症サポーターを結びつけるための仕組みです。そして、「チームオレンジあっぷりん」支援メンバーは、認知症サポーター養成講座及びステップアップ研修を受講済みの方です。

[実施内容]

①「ちょこっと支援」

本人から依頼のない支援です。物忘れ等気になる方がいたら、本人に合わせた支援をします。たとえば、相談に乗る、通いの場（自主サークルやあっぷりんカフェ）に誘う、閉じこもりを予防する等、困っていることに対してできる範囲でお手伝いを行っています。

②「しっかり支援」

本人から依頼のあった支援です。本人、あっぷりんサポーター、沼田市包括支援センターで話し合って決めた内容の支援を行います。

【今後の方針】

認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとに対しての支援ニーズと認知症サポーターを結びつけていきます。

(5) あっぷりんカフェ**【概要と現状】**

認知症の人やその家族、支援者や地域の人が気軽に立ち寄り、お茶を飲みながらゲームや工作を楽しんだり相談できる場所です。月に1回開催しています。予約は不要で、参加費は無料です。

【今後の方針】

今後も、高齢化率の上昇に伴い認知症の人が増加すると予想されることから、地域社会からの孤立を防ぎ、認知症の人と介護者の心理的負担の軽減に向けた取り組み強化が求められています。また、閉じこもり予防として認知症の人の通いの場になるよう、認知症サポーターと連携しながら支援を強化していきます。

(6) 認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業**【概要と現状】**

近隣住民による見守り活動や行方不明高齢者の搜索活動など、認知症高齢者の支援ネットワークを構築し、地域住民に対して認知症に関する正しい知識のための広報・啓発活動を行っています。また、認知症高齢者及びその家族に対する支援や事件・事故を未然に防ぐ活動をしています。認知症サポーター養成講座等開催の際にネットワーク事業の説明を行うとともに、地域見守り等の協力やメール登録について依頼しています。

[実施内容]**①「行方不明高齢者の搜索活動支援」**

行方不明高齢者の搜索願いを受け、ファックス、FMOZE、携帯メール・ライン等により情報提供と協力依頼を行う。

②「命の宝さがし」(模擬搜索訓練)

実施頻度：年1回

参加者：沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク協力団体、市民

実施場所：市内(市内の小学校と協力して実施)

【今後の方針】

引き続き、正しい知識の普及・啓発のための事業を推進し、ネットワークの強化を図ります。

(7) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）

【概要と現状】

認知症高齢者や判断能力が十分ではない人が、地域で安心して日常生活が送れるように、社会福祉協議会が窓口となり、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、各種支払いなどを行うことで生活を支援しています。

〔支援内容〕

- ①福祉サービス利用のための支援（情報提供、相談、手続き等）
- ②日常的金銭管理の支援（各種の支払い、金銭関係の手続き等）
- ③書類等の預かりサービス（通帳、印鑑、権利証等）
 - ・利用料は1時間1,200円、貸金庫代金は実費
 - ・住民税非課税世帯の人に、1時間あたり250円を助成

【今後の方針】

判断能力が十分ではない高齢者の安全・安心な生活支援を目的として、事業の周知や利用の促進を図ります。

◆第8期実績値

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み値
日常生活自立支援事業	利用時間	185	216	220

◆計画見込み値

取組内容	評価内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活自立支援事業	利用時間	220	220	220

(8) 成年後見制度

【概要と現状】

認知症等のため、成年後見制度の利用が必要な人を支援します。市長が審判の申し立てを行うことができる場合があります。

【今後の方針】

必要な人が制度を利用できるよう、相談や広報等を拡充します。

2 認知症高齢者の介護基盤の整備

利用者が必要なサービスを受けることができるように、必要なサービス量を確保し、介護基盤整備の推進を図る必要があります。

今後も、認知症関連サービス事業所が地域の認知症高齢者の介護拠点となるよう、各事業所との連携について検討していきます。

第4節 介護支援体制の充実

【施策の方針】

超高齢社会に入り、高齢者に対する福祉や介護の問題は、本人と家族といった当事者のみの問題だけではなく、地域全体の問題として捉えていく必要があります。地域住民と自治体等との協働による包括的支援体制をつくり、制度の持続可能性を確保し、必要とする人に必要なサービスが提供されるように体制を強化します。

1 介護支援体制の整備

多くの高齢者が住み慣れた地域や自宅での介護を希望していることから、居宅サービス供給体制の整備とともに、サービスの質の充実が重要な要素となっています。

本市では、実際に高齢者の状態に見合ったケアプランを作成するケアマネジャーの人材確保と育成・支援として、地域包括支援センターが主体となって包括的・継続的マネジメント事業を実施しています。また、介護者に対するケアの充実と負担軽減を図るため、介護相談窓口を設置し、家族等に対する相談や支援を行うとともに、担当のケアマネジャーと連携を取りながら介護者の支援に努めています。

今後は、在宅での生活を希望する要介護者数の増加が見込まれることから、利用者のニーズに適切に対応できるよう、家族等に対する相談や支援を行うとともに、ケアマネジャーをはじめとする介護専門職への支援を行っていきます。また、質の高いケアマネジメントができるよう、引き続き地域包括支援センターを主体としてケアマネジャーサポート連絡会議をはじめ、研修会の開催・各種情報提供などを通じて、ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

2 相談支援体制の整備

介護保険サービス及び介護保険適用外サービスに関わる利用者等からの相談や苦情処理等にすぐに対応できるよう、県及び関係機関との情報共有を積極的に行っています。要介護認定に対する苦情の場合は、群馬県介護保険審査会に審査請求することができ、介護サービスに係る苦情は、群馬県国民健康保険団体連合会が対応することになっています。

在宅介護に関する各種の相談・支援等の総合窓口として、地域包括支援センターが地域の高齢者の最も身近な相談機関として活動しており、在宅介護支援センターは地域包括支援センターの窓口として、従来の機能を保持しつつ相互連携を図り、高齢者や家族等の相談や支援を行っています。

今後も、地域のネットワーク体制を構築する上で、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

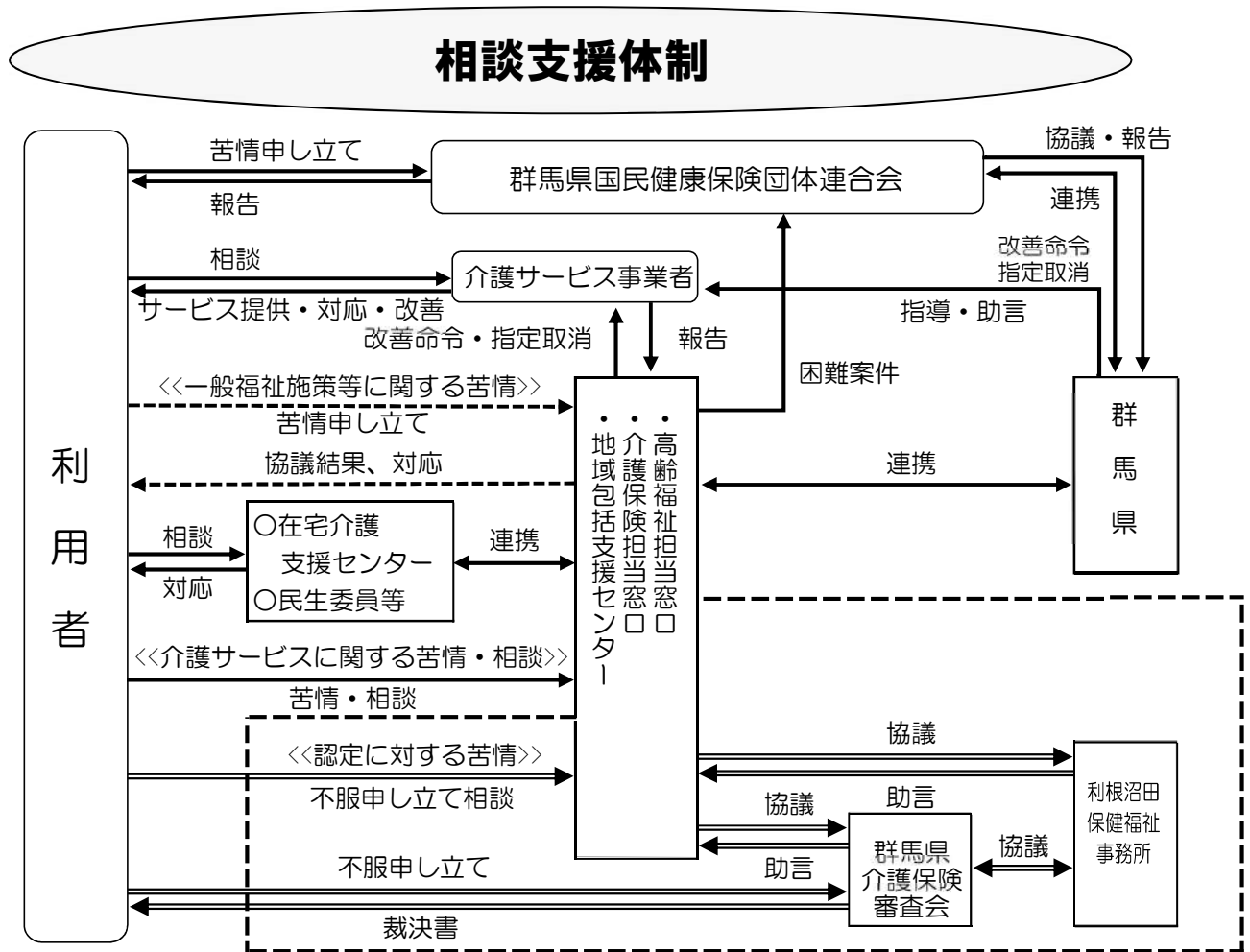
事業	事業の概要
①相談支援	高齢者からのさまざまな相談や苦情処理等にすぐに対応できる体制を整え、本市等に寄せられた苦情・相談内容、国民健康保険団体連合会で取りまとめた苦情・相談内容及び解決策について関係機関等と情報を共有し、問題発生の予防、再発防止や問題発生時の早期解決の手助けとなるように利用者を支援します。
②地域包括支援センター・ 在宅介護支援センター	地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携強化を図り、地域福祉の相談窓口や支援拠点として適切な支援体制を整備します。 また、本市の高齢福祉担当窓口・介護保険担当窓口、地域包括支援センター、在宅介護支援センターに寄せられた苦情・相談に対して、助言、支援等を行い、関係機関とも連携して支援する体制を充実させます。

◆在宅介護支援センター延べ相談件数

(単位：件)

区分	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込み値)
ききょう	1,131	1,302	1,310
ゆうゆう・うちだ	338	672	680
花の苑	1,644	—	—
まごころ	—	1,908	1,910
社会福祉協議会	969	1,133	1,140
合計	4,082	5,015	5,040

※令和4年度より「花の苑」から「まごころ」にサービス事業者が変更



第5節 介護事業所等と連携した災害等への対応

【施策の方針】

平成23年に起きた東日本大震災の後も、水害や地震、国民保護への対策が喫緊の課題であり、避難行動が適切に行われるための情報発信をはじめとした公助の他、隣近所による安否確認や救出など、地域での支え合いである共助の重要性が再認識されています。

また、令和2年に顕在化した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界的に大きな衝撃をもたらし、対策の継続が課題となっています。

未知の感染症の流行は、社会の混乱も引き起こすことがあります。今回の新型コロナウイルス感染症の場合、マスクなどの衛生用品が品薄となり、介護事業所への配布を実施しました。また、特に高齢者が重症化しやすいとされたことから、地域の見守り活動においても制限が生じるなど影響が出ました。

【今後の方針】

沼田市地域防災計画に基づき、災害発生時に、情報の伝達や安否確認を速やかに行うため、平常時より支援を必要とする高齢者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成・更新していきます。

また、災害発生時には消防署や警察署、地域の住民、自治会及び自主防災組織などと連携した避難誘導を行い、支援を必要とする高齢者が迅速に避難できるような体制の構築を図るとともに、介護事業所には、災害対策に係る計画などの策定、訓練などの実施を促し、関係機関との連携した取り組みを推進します。

自然災害や感染症等による被害を最小限に抑え、素早い事業所再開を目指すため、業務継続計画（BCP）は令和6年4月から策定が義務化されます。今後は策定状況を把握し、未策定の事業所への指導を行っていきます。

第3章 介護保険事業の推進

第1節 要介護認定者数等の推移及び推計

1 要介護認定者の推計

後期高齢者（75歳以上）人口の増加に伴い、今後も、要介護等認定者は増加を続けると予想されます。

◆要介護認定者数の推移及び推計

（単位：人）

区分	実績			推計			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
要支援1	394	360	376	要介護認定者数の 推計は現在精査中			
要支援2	430	435	470				
要介護1	712	696	680				
要介護2	536	461	504				
要介護3	464	521	440				
要介護4	427	473	482				
要介護5	361	393	372				
合計	3,324	3,339	3,324				
要介護認定率	20.4%	20.5%	20.5%				

※資料：介護保険事業状況報告（各年9月分）

※要介護認定率＝第1号被保険者の要介護・要支援認定者／第1号被保険者数

第2節 介護サービスの見込み

1 居宅サービス・介護予防サービス

在宅で自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。

要介護1～5の認定者を対象とした居宅サービス、要支援1・2の人を対象とした介護予防サービスに区分されます。

◆居宅サービスの見込み量

(1か月あたり)

区分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅サービス		<p style="color: red; font-size: 2em;">居宅サービスの 見込み量は現在精査中</p>					
訪問介護	回数(回)						
	人数(人)						
訪問入浴介護	回数(回)						
	人数(人)						
訪問看護	回数(回)						
	人数(人)						
訪問リハビリテーション	回数(回)						
	人数(人)						
居宅療養管理指導	人数(人)						
通所介護	回数(回)						
	人数(人)						
通所リハビリテーション	回数(回)						
	人数(人)						
短期入所生活介護	日数(日)						
	人数(人)						
短期入所療養介護(老健)	日数(日)						
	人数(人)						
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)						
	人数(人)						
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)						
	人数(人)						
福祉用具貸与	人数(人)						
特定福祉用具購入費	人数(人)						
住宅改修費	人数(人)						
特定施設入居者生活介護	人数(人)						

◆介護予防サービスの見込み量

(1か月あたり)

区分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防サービス		<p style="color: red; font-size: 2em;">介護予防サービスの 見込み量は現在精査中</p>					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)						
	人数(人)						
介護予防訪問看護	回数(回)						
	人数(人)						
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)						
	人数(人)						
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)						
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)						
介護予防短期入所生活介護	日数(日)						
	人数(人)						
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)						
	人数(人)						
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)						
	人数(人)						
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)						
	人数(人)						
介護予防福祉用具貸与	人数(人)						
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)						
介護予防住宅改修費	人数(人)						
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)						

◆居宅サービス・介護予防サービスの内容

訪問介護(ホームヘルプサービス)
寝たきりや認知症、または一人暮らしの人など、日常生活において援助を必要とする高齢者がいる家庭に、ホームヘルパーが訪問して行うサービスです。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
浴槽を積んだ入浴車等で家庭を訪問して、入浴の介護を行うサービスです。
訪問看護・介護予防訪問看護
主治医の指示により看護師などが高齢者の自宅などを訪問して、療養上の世話や必要な医療上の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
理学療法士や作業療法士、看護師などが、高齢者の自宅などを訪問し、機能訓練(リハビリテーション)を行うサービスです。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
通所介護(デイサービス)
通所により、食事や入浴、機能回復訓練等を行うサービスです。福祉車両による送迎も行います。
通所リハビリテーション(デイケア)・介護予防通所リハビリテーション
介護老人保健施設や病院などで、心身の機能の維持回復を図るために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。
短期入所生活介護(ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などを受けることのできるサービスです。
短期入所療養介護(ショートケア)・介護予防短期入所療養介護
介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などを受けることができるサービスです。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
心身の機能低下により、日常生活に支障のある要介護者等に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具の貸与によって、在宅生活への支援を図ることを目的としたサービスです。
特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費
貸与に適さない入浴や排せつに用いる福祉用具を購入し、日常生活の介護に利用することで、自立支援を図ることを目的としたサービスです。
住宅改修費・介護予防住宅改修費
自宅において、手すりの取り付けや段差解消等の小規模な一定種類の住宅改修を行うことによって、自立支援を図ることを目的としたサービスです。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)の入所者が、介護を受けながら自立した生活ができるサービスです。

2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用できます。

◆地域密着型サービスの見込み量

(1か月あたり)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型サービス		<p style="color: red; font-size: 1.2em;">地域密着型サービスの 見込み量は現在精査中</p>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)						
夜間対応型訪問介護	人数(人)						
地域密着型通所介護	回数(回)						
	人数(人)						
認知症対応型通所介護	回数(回)						
	人数(人)						
小規模多機能型居宅介護	人数(人)						
認知症対応型共同生活介護	人数(人)						
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)						
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)						

◆地域密着型介護予防サービスの見込み量

(1か月あたり)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護予防サービス		<p style="color: red; font-size: 1.2em;">地域密着型介護予防サービスの 見込み量は現在精査中</p>					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)						
	人数(人)						
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)						
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)						

◆地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
<p>重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて 24 時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短期間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。</p>
夜間対応型訪問介護
<p>夜間において、定期的な巡回訪問、または通報を受け、その居宅において行われる入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援が行われるサービスです。</p>

地域密着型通所介護
通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)のうち、小規模な事業所が地域密着型サービスに変わりました。平成28年度から新たに創設されました。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
認知症の居宅要介護者等に、デイサービスセンターなどにおいて日帰りで、入浴、排せつ、食事等の日常生活に関する介護及び機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
居宅要介護者等の選択に応じて、居宅への訪問、サービス事業所への通所または短期間宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の日常生活に関する介護及び機能訓練を行うサービスです。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・介護予防認知症対応型共同生活介護
介護を必要とする認知症の居宅要介護者等が共同生活を営む住居(グループホーム)において、食事の提供、生活指導、相談・助言など生活の支援を受けることのできるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護
定員29人以下の特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム)の入居者に、サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護、機能訓練、健康管理及び療養に関するサービスを行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)
定員29人以下の特別養護老人ホームの入所者に、サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護、機能訓練、健康管理及び療養に関するサービスを行います。
看護小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

3 居宅介護支援・介護予防支援

在宅で自立した生活を送るため、サービスを適切に利用できるよう計画の立案・調整を行うのが居宅介護支援・介護予防支援です。

要介護1～5の認定者を対象とした居宅介護支援、要支援1・2の人を対象とした介護予防支援に区分されます。

◆居宅介護支援のサービス見込み量

(1か月あたり)

区分		居宅介護支援のサービス 見込み量は現在精査中
居宅介護支援	人数(人)	

◆介護予防支援のサービス見込み量

(1か月あたり)

区分		介護予防支援のサービス 見込み量は現在精査中
介護予防支援	人数(人)	

◆サービス内容

居宅介護支援・介護予防支援
ケアマネジャーが利用者・家族、事業者と協議してサービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス提供の支援を行います。

4 施設サービス

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護者に、施設において生活支援を行うものです。

◆施設サービスの見込み量

(1か月あたり)

区分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
施設サービス		<p style="color: red; font-size: 1.2em;">施設サービスの 見込み量は現在精査中</p>					
介護老人福祉施設	人数(人)						
介護老人保健施設	人数(人)						
介護医療院	人数(人)						
介護療養型医療施設	人数(人)						

◆介護保険施設サービスの一覧

介護老人福祉施設
日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に、入所して必要な介護を受けることができるサービスです。
介護老人保健施設
病状が安定している場合に入所し、家庭に戻れるように医学的管理のもとでの介護や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護医療院
日常的な医学管理が必要な重介護者を受け入れ、看取り・終末期ケアを含め、生活施設としての機能訓練などを受けることができるサービスです。介護療養型医療施設からの移行先として期待されています。
介護療養型医療施設
長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院し、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けることができるサービスです。

第3節 基盤整備の方針

1 介護給付の見込み量確保の方策

(1) 居宅サービス

居宅サービスは、今後も需要量の増加が相当量予測されることから、サービスの質の向上や多様化などにより、必要なサービスの確保に努めます。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設整備を図るほか、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス及び看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）の提供を含めた地域ニーズを踏まえ、適切なサービス提供の基盤整備を促進します。

(3) 施設サービス

施設サービスは、待機者の解消を図るため、介護老人福祉施設等の施設整備を図るほか、関係機関と連携し、施設整備を促進します。

2 第8期計画期間までの整備実施状況

第8期計画期間までに下記の整備を行いました。なお、第5期、第7期、第8期計画期間の整備はありません（計画に載らない介護事業所の整備は除く）。

◆第6期計画期間における整備実施状況

圏域名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
沼田北部圏域			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
沼田南部圏域			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
沼田西部圏域			
沼田東部圏域			

◆第4期計画期間における整備実施状況

圏域名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
沼田北部圏域			認知症対応型共同生活介護
沼田南部圏域	小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護
沼田西部圏域			認知症対応型共同生活介護
沼田東部圏域			

◆第3期計画期間における整備実施状況

圏域名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
沼田北部圏域	小規模多機能型居宅介護		認知症対応型通所介護
沼田南部圏域			
沼田西部圏域		認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護	
沼田東部圏域	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護

※地域密着型サービスは、平成 18 年度に創設されました。

3 圏域ごとの整備状況

(単位：箇所)

区分	北部	南部	西部	東部	計
居宅サービス	38	57	8	9	112
訪問介護	5	5	2	1	13
訪問入浴介護(介護予防含む)					0
訪問看護(介護予防含む)	5(*)	8	1	1	15
訪問リハビリテーション(介護予防含む)		6			6
居宅療養管理指導(介護予防含む)	14	22	2	5	43
通所介護	3	6	2	1	12
通所リハビリテーション(介護予防含む)	3	5			8
短期入所生活介護(介護予防含む)		3	1	1	5
短期入所療養介護(介護予防含む)	2	1			3
特定施設入居者生活介護(介護予防含む)		1			1
福祉用具貸与(介護予防含む)	3				3
特定福祉用具購入(介護予防含む)	3				3
地域密着型サービス	5	19	4	7	35
地域密着型通所介護	1	3	1	1	6
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1			1
夜間対応型訪問介護					0
認知症対応型通所介護(介護予防含む)	1	6	1	3	11
小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	1	2	1	1	5
認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)	1	4	1	1	7
地域密着型特定施設入居者生活介護					0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	2		1	4
看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)		1			1
居宅介護支援事業所	5	4	1	2(*)	12
介護保険施設サービス	3	3	1		7
介護老人福祉施設	1	2	1		4
介護老人保健施設	2	1			3
介護療養型医療施設					0
合計	51	83	14	18	166

資料：市資料（令和5年10月1日現在）、(*)は休止中の事業所（カウントあり）が各1事業所あり。

4 第9期計画期間における基盤整備

今後の整備については、待機者の解消のため、介護老人福祉施設や地域密着型介護老人福祉施設の整備を図るとともに、利用者ニーズやサービス事業者の動向、既存の介護保険サービスとの均衡を図りながら、各圏域の特性を考慮し柔軟に検討します。